

官報号外

平成三年四月十九日

○ 第百二十九回 参議院会議録第二十号

平成三年四月十九日(金曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第二十号

平成三年四月十九日

午前十時開議

第一 再生資源の利用の促進に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第三 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第四 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第五 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第六 国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第七 生産緑地法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第八 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第九 鉄道整備基金法案 (内閣提出、衆議院送付)

第一〇 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件

一、國務大臣の報告に関する件(平成三年度地方財政計画について)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二、地価税法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

第一一 國有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 地方税について、住民負担の軽減及び合理化等を図るとともに、土地に関する税負担の公平、適正化を図りつつ、土地政策に資するため必要な措置を講じることといたしております。

第一四 地方交付税については、地方財政の円滑な運営に支障が生じないよう、その総額を確保するとともに、地方財政の中期的健全化を図ることとし、交付税特別会計借入金の返済措置のほか、五千億円を減額する特例措置を講じることといたしております。

第一五、第一六 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、地域づくりを進めるとともに、公共投資基本計画を踏まえた住民生活に直結した社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、住民生活の安全の確保等を図るため必要な事業費の確保等、所要の措置を講じることといたしております。

第一七 地方行政財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行ふとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることといたしておきます。

第一八 地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第一九 地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二〇 地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

況にあることから、おおむね国と同一の基調により、歳入面においては、地方債の抑制に努めるとともに、地方一般財源の所要額の確保を図り、歳出面においては、地域の特色を生かした自主的、主体的な地域づくり、住民生活の質の向上のための社会資本の整備及び地域住民の福祉の充実などを積極的に推進するため必要な事業費を確保するなど、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することを基本といたしております。

以下、平成三年度の地方財政計画について御説明申し上げます。

第一に、平成三年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額四千五百二億円、昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額四百九十八億円、交付税特別会計借入金利子支払い額六百二十七億円及び同特別会計借入金償還額一兆七百十九億円を控除した額とするなどといたしました結果、十四兆八千四百四億円となつております。

また、このうち特例措置額四千五百二億円に相当する額については、平成四年度から平成十三年までの地方交付税の総額に加算するほか、五千八百十一億円を平成六年度から平成十一年度までの地方交付税の総額に加算することといたしております。

さらに、平成三年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的な地域づくりの推進、高齢者の保健福祉の増進等、地方団体が必要とする経費の財源を措置することとするほか、土地開発基金費、地域福祉基盤費及び財源対策債償還基金費を設けるため単位費用を改定すること等としております。

第二に、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置につきましては、都道府県分の利子補給措置及び市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について見直しを行つた上、それぞれの適用期間を五年間延長することとしております。

祖の向上を図る上で、地方税源の充実は引き続き重要な課題であると考えておりますが、この問題につきましては、国、地方を通ずる事務配分などに関連する地方行政制度全般のあり方とも関連する問題でありますので、地方制度調査会、税制調査会などの御審議を煩わしつつ、適切に対処してまいり所存であります。

次に、地方交付税の減額措置は、「交付税の総額の安定的な確保」と規定しておる地方交付税法の附則第三条に基づき講じたものでありますて、規定の趣旨から見まして適切を欠くものではないと考えております。

すま

すが、できるだけ積極的な姿勢で考えておりま
す。次に、高齢者保健福祉対策についてその推進を
することは、国、地方を通じて重要な課題であ
り、今後とも、関係省庁の要望等を踏まえつつ、
方団体の施策の推進に支障が生ずることのない
うに対処する考え方であります。

は国と地方の財政状況などを踏まえながら、幅広い見地から検討をすべきものだと考えております。いずれにいたしましても、地方財政につきましては、その円滑な運営に支障のないよう從来から配慮してきているところでありますて、今後ともも適切な措置を講じたいと考えております。

また、現状認識についてのお尋ねがございました。これは、地方財政計画のベースで全体として最近の地方財政の状況を見ますと、公債依存度、公債費比率などの指標は従前よりかなり低い水準になってきているところでありまして、また、平成元年度、二年度に引き続き、三年度におきましても

社会に向けて高齢者保健福祉の推進を図るために
は、これに必要なマネパワーの確保が最重要でござ
りますし、今後とも、地方財政上の措置を含め
関係省庁と連絡をとりながら、必要な人員の確保
に努めてまいりたいと考えております。また、保
健医療・福祉マンパワーの確保を図るための職員
の処遇の改善等の対策につきましては、平成三年
度においても必要な施策を実施することとしてい
るところですが、厚生省に設置している保
健医療・福祉マンパワー対策本部が先般公表いた
しました中間報告に沿いまして、さらに検討を進
めて充実を図ってまいりたい、このようこそ考えて

次に、地方財政計画の策定に当たっては、かねより地方団体の意見を十分踏まえ付けて、

ても大幅な財源余剰が見込まれており、健全な財

あります。

に、昭和五十九年度の改正によって地方交付税法の附則第三条が設けられたところであります。この改正は同法第六条の三第二項の地方行政財政制度の改正に当たるものと考えております。二つ目に、附則第三条は、これをもって直ちに年度間調整制度と言うことはできませしが、結果として

ところであります。今後とも、地方団体の計画的な行政の運営を保障するため、地方団体の財政需要を的確に把握して地方財政計画の一層の充実を図つてまいります。

政財済にかかっている、そのように考えております。平成三年度の地方財政收支見通しにおきましては、歳入面において地方税、地方交付税の高い伸びが見込まれます一方で、歳出面におきましては、国、地方等をあわせた公共投資の伸びを確保するため、投資単独事業の大額な伸びを見込む第二点は、国民健康保険制度についても財政措置を抜本的に改める必要があるのではないかというふうなお尋ねでござります。

における事業の円滑な実施についても留意しろ
こうしたことになりましたが、これにつきま
ことは、十分留意し、平成三年度以降においても
支の財政措置を積極的に講じてまいり、促進が
ますようになっておる所存であります。
最後であります、地方公営企業に対する一般

ほかに、高齢者福祉や社会資本整備のための所要の歳出を見込んでおります。このような円滑な地方財政運営のための所要の交付税総額を確保いたしましても、なお大幅な財源余剰が見込まれることから、地方財政の中長期的な健全化を図りますため、まず交付税特会借入金の繰り上げ償還を行ふ

くなつておりますて、保険料、また一部税でござりますが、その負担も高くなつております。このため、これまで老人保健制度や退職者医療制度の創設等、一連の制度改革を実施してきましたが、昨年六月に国民健康保険法の改正を行いまして、保険基盤安定制度の確立、国庫負担の増額等の措置

従来の借入金方式を続けることも適当でないといふ状況のもとに、当分の間の暫定的な制度として設けられたものでありまして、その後この規定の趣旨に則して各年度適切な措置を講じているところでござります。

会議継続に出したにつけば、これまでにもその充実を図ってきたところであります。今後とも、事業の実態等を踏まえまして適切に対処してまいりたいと考えております。

など、地方財源不足時代などに生じた特例的な借金の返済を実質的に完了させた上で、いわゆる年度間調整としての地方交付税の特例減額などを行うものとしたものであります。(拍手)

〔國務大臣(下条進一郎君) 拍手〕

○國務大臣(下条進一郎君) 岩本議員にお答へ申しておきます。

戰略、いわゆるゴールドプランを着実に実施するなど、総合的な対策を講じることによりまして国民健康保険制度の安定化に努めてまいりたいと考

地域福祉基金についてであります。地方団体が直接実施する諸施策に對しては別途地方交付税等の財源措置を行いますので、この基金の使途は民間事業を想定しているものであります。今後取り扱いにつきましては、地方団体の取り組み状況等を見ながら検討してまいりたいと存じております。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 岩本議員から私に対するお尋ねは二点ございました。

まず第一に、国、地方間の税源分配の問題につきましては、これは単に地方税だけではなく、地方政府交付税や国庫支出金など、さまざまな制度のあり方にかかる問題であり、今後とも国と地方の機能分担及び費用負担のあり方の見直し、あるい

お尋ねは二点でござりますので、第一点についてまず最初にお答え申し上げます。

第一点は、地方財政計画等における保健、医療、福祉職員等の人員の確保についての件でござります。

なお、今国会に提出しております老人保健法の改正案が成立いたしますれば国保財政にも資することになりますので、法案の早期成立をぜひともお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。(拍手)

卷之三

得失知らずの江戸時代――世紀の本格的高齢化

○國務大臣（大塚敬言君）お答え申し上げます。

說明

財源措置等につきましては、自治大臣からお答えをしたところがありますが、建設省いたしましては、新たに平成三年度を初年度とする第七次下水道整備五ヵ年計画を策定いたしまして、平成七年度末までに下水道の処理人口普及率を現在の四%から五四%に引き上げることを目標といたしまして、計画的な下水道の整備を推進する考え方でございます。新五ヵ年計画の総投資額は十六兆五千億円、前五ヵ年計画の一・三五倍であります。

が、このうち国庫補助の対象となる一般公共事業は十兆円でございまして一・五倍となつていて、市町村の整備を促進するため、過疎市町村が実施する下水道事業の都道府県代行制度、また下水道未着手市町村の新規着手を促進するための下水道基本計画策定費補助制度等の制度創設を行なつところでございます。特に普及のおくれている中小市町村の整備を促進するため、過疎市町村が実施する下水道事業の都道府県代行制度、また下水道未着手市町村の新規着手を促進するための下水道基本計画策定費補助制度等の制度創設を行なつところでございます。これらの施策の着実な推進によりまして、おくれている下水道整備を積極的に推進してまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、地価税法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。橋本大蔵大臣。

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました地価税法案の趣旨を御説明申し上げます。この法律案は、土地税制改革の一環として、土地基本法に定められた土地についての基本理念のつとり、土地に対する適正公平な税負担を確保しつつ、土地の資産としての有利性を縮減し土地政策に資するため、土地の資産価値に応じて負担を求める地価税を創設するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、地価税の納稅義務者は、国内にある土地及び借地権等を有する個人または法人としてお

ります。

第七に、土地等の価額の評価については、相続税と同様に、課税時期における時価によることととてあります。

第三に、非課税とされる土地等については、國、地方公共団体その他の公共法人が有する土地等及び公益法人等がその業務目的に関し有する土地等のほか、自然・国土保全、医療・社会福祉、文化・教育、交通・通信、水道・エネルギー等に

関する一定の公益的な用途に供されている土地等を非課税としております。

また、みずから所有し居住している住宅や他人に貸し付けられている住宅の用に供されている千

平方メートル以下の部分の土地等を非課税とする

こととしております。

以上のはか、一平方メートル当たりの更地の価額が三万円以下である土地等について非課税とする

ことといたします。

第四に、課税価格は、個人または法人が課税時期において有する土地等の価額の合計額としております。

なお、優良住宅分譲予定地等については、課税

価格に算入する金額を土地等の価額の五分の一とし、また、協同組合等の有する土地等その他一定

の土地等については、二分の一に軽減する特例措

置を講ずることとしております。

第五に、課税価格から控除する基礎控除は、資

本の金額が一億円を超える法人にあつては十億円

とし、個人及び中小法人等にあつては十五億円と

してあります。なお、非課税とされるもの以外の

保有土地の面積に三万円を乗じて計算した金額が

十億円または十五億円を上回る場合には、この計

算した金額によることとしています。

第六に、税率は、千分の三としてあります。な

お、平成四年については千分の二としておりま

日ソ首脳交渉に当たって、大変厳しい複雑な状況の中で、日夜を徹し交渉に当たられた御労苦に対し心から敬意を表する次第であります。

そこで、総理は、国会決議や国民の大きな期待にどうこたえたのか、総理自身の御見解をお尋ねいたします。

言うまでもなく、国民生活の基盤は家庭であ

り、国民が安心して生涯計画を設計できる社会を

維持発展させることが政府の最重要課題であります。ところが、政府の戦後政策の重点は産業振興、大企業優遇に終始し、土地住宅政策は貧困の一語に尽きるものであります。今回の地価暴騰

は、歴代自民党政権が我が国経済の発展を支えてきた労働者の切実なる要求である土地政策を放置してきた当然の帰結であります。これまでの政府の土地住宅政策を振り返って、総理の率直な御所見をお尋ねいたします。

今回の大都市圏を中心とする地価高騰に端を発した土地問題は、岩戸景気の一九五〇年代、そして日本列島改造ブームの一九七〇年代前半に続

く、戦後二度目の大きな地価高騰であります。今度こそ地価高騰の原因を究明し、今後このような事態が再発しないよう断固たる措置が求められています。

今回の地価高騰の原因を究明し、今後このような事態が再発しないよう断固たる措置が求められています。中曾根内閣が誘導した民

活ブーム、国際都市東京への企業集中を契機としたオフィス需要の増大が火つけ役となり、国民に

根強い土地神話、金融緩和とともに乗り金融機

関や不動産業者の反社会的な土地投機、そして持てる者に有利な土地税制が増幅要因となつて地

価は上昇の一途をたどり、土地は国民の手の届かないものとなつたのであります。国民の生活権を侵すような今回の事態を総理はどう受けとめ、また土地政策の責任者である国土庁長官、そして金融、税制の責任者である大蔵大臣はどう受けとめているのか、御所見を伺いたいと思います。

このような状況の中、土地政策において、土地税制を従来の補完的立場から主役の一つとして

その重要性を認め、抜本的な改革を図ることが土

○議長(土屋義彦君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。三上隆雄君。

〔三上隆雄君登壇、拍手〕

○三上隆雄君 私は、日本社会党・護憲共同代表して、ただいま議題となりました地価税法案について、総理及び関係大臣に対して質問を行ないます。

それに先立ちまして、まず、今般行わされました

地税制改革の目的のはずであります。しかし、その内容は不明確、不十分であると言わざるを得ません。

以下、その幾つかの問題点について明確な御答弁を求めます。政府税制調査会の答申によれば、今回の土地税制改革の視点は、土地基本法に基づき土地の公共性を優先し、土地神話の打破、土地の税制上の有効性の縮減、税負担の適正公平の確保の実現であるとされています。

まず、地価税の地価引き下げ効果について伺います。

先日発表された地価公示によれば、地価の横ばいあるいは下落傾向が見られますけれども、現在の地価と正常な地価水準との間にはまだまだ大きな開きがあります。このバブル現象の解消が必要であり、地価税導入によってこのバブルを一掃できるのであります。政府は、消費税導入に際しては、物価に与える影響、家計負担に及ぼす影響を提示しながら、地価税については、前提の置き方が難しいとか必要書類が整備されていないなどを理由として、何らの影響予測をも行っておりません。しかし、それは国民無視も甚だしいものであります。予測すれば、民間研究機関や財政学者が指摘するように、当然効果がないことを認めることになるからではありませんか。また、資料不備とすれば、そのような状態で地価税を適正に実施できるのでしょうか。総理、大蔵両大臣はこの点をどのように考へておられるのか、お尋ねをいたしました。

次に、地価税の今後の地価高騰に対する歯止め措置についてであります。

現在の地価の上昇鈍化傾向は、不動産融資の総量規制と貸出金利の上昇という一時的な現象であります。地価の長期的抑制のために、土地の税制上の有利性の縮減、税負担の適正化といった根本的・恒久的措置は不可欠であります。この地価税にはそれを期待できるのでしょうか、大蔵大臣の

御所見を伺いたいと思います。

地価税の我が国経済に対する影響が不透明なのは、地価税の基本要件である税率、基礎控除、そして非課税範囲を、政府税調の答申で言わわれていたものを、自民入党税調の審議の中で骨抜きにしたものです。地価税の基本的部が政治的な取引材料となるさまは、まさに売上税や消費税の決定過程の再現であります。国民生活に直結した地価税であればこそ、税率水準、基礎控除及び非課税範囲には明確で合理的な基準があつてしかるべきであります。これらはどのような根拠に基づき設定されているのか、大蔵大臣の具体的な説明を求めておきます。

まず、税率については、政府税調は「事業經營の継続に配意すると同時に土地の資産としての有利性を縮減する程度のもの」と答申し、それは1%と言わせていました。しかし、現在提案されている○・三%の税率は、政府税調が考へていた1%に対し、土地の有利性を残したまま企業に大幅譲歩した不十分なものと言わざるを得ません。大蔵大臣から、○・三%でなければならない理由、根拠を示していただきたいと思います。

次に、基礎控除についてであります。基礎控除額の基準を法人の十億円あるいは個人等の十五億円とした根拠、そしてまた、一平方メートル当たり三万円という単価控除の設定は、何のためにどのような基準で決定されたのかをお伺いいたしました。

それに、非課税範囲であります。その中に居住用の土地等も含まれ、その面積要件は一千平米以下となっております。この要件は広過ぎるのではないかとお思われる方と格差があることは認められませんか。

この点をどのように考へておられるのか、お尋ねをいたしました。

次に、地価税の今後の地価高騰に対する歯止め措置についてであります。

現在の地価の上昇鈍化傾向は、不動産融資の総量規制と貸出金利の上昇という一時的な現象であります。地価の長期的抑制のために、土地の税制上の有利性の縮減、税負担の適正化といった根本的・恒久的措置は不可欠であります。この地価税にはそれを期待できるのでしょうか、大蔵大臣の

め、年収の五倍と言わってきた住宅購入の目標額

が一挙に十倍前後にまでね上がってしまいまし
た。持たざる労働者は働く意欲を失い、その一方で、持てる者は不動産投資や節税対策による財テクゲームに走ったのであります。これに追い打ちをかけたのが、所得税率の累進課税緩和、消費税導入といった一連の税制改悪であります。その結果は、持てる者や高額所得者に厚く持たざる者や低所得者には冷たい、税収確保優先型の租税制度となつたのであります。

そこで、政府は資産格差の現状をどのようにとらえているのか。また、今回の地価税を含めた土地税制改革は資産格差の是正にどれだけ実効性があるのか。さらに、その他の土地対策とあわせて、地価は総合土地対策要綱でいう労働者の住宅取得が可能な水準まで低下するのか。また、その場合の地価水準とはどの程度なのかについて、大蔵大臣の御答弁を求めます。

現行税制では保有課税は地方税だけであり、その代表である固定資産税は主要な地方財源となつております。保有課税の検討に当たっては、この固定資産税の評価の適正化、地域間格差の是正を行えば十分であり、国税としての地価税を導入するのではなく、重ねることであるというのが自治省などの見解であります。このような地方サイドからの意見をも踏まえて、本法律案には固定資産税の負担状況等を勘案した地価税の五年ごとの検討規定が盛り込まれております。

そこで、自治大臣には、地価税に対する評価と対策に取り組む決意のほどをお伺いして、私の代表質問を終わります。(拍手)

【國務大臣海部俊樹君登壇、拍手】

○國務大臣海部俊樹君登壇、拍手

最初に、温かいお言葉で激励をいただき、ありがとうございます。

そこで、國民の生活権防衛のため、総理の土地政策に取り組む決意のほどをお伺いして、私の代表質問を終ります。(拍手)

この点をどのように考へておられるのか、お尋ねをいたしました。

続いて、御質問の土地政策についてお答えいたしましたが、このため、これまで土地取引規制、土地閑連融資の規制、住宅宅地供給の促進、土地の高度有効利用の促進など、各般にわたる施策を

しますが、このため、これまで土地取引規制、土地閑連融資の規制、住宅宅地供給の促進、土地基本法を踏まえて、今年一月二十五日には、総合土地政策推進要綱を閣議決定いたしました。近時においては、東京、大阪等で地価の鎮静化傾向が見られるなど、土地対策の成果の兆しが見えてき

る監視区域制度、そして不動産融資の総量規制など、一時的に抑止抑制効果が働いていると言え

るでしょう。本来金融政策と地価政策は別のものであります。バブルが完全に崩壊していない以上、地価政策としての総量規制は継続すべきであり、地価の徹底的な引き下げと不祥事を起こした金融機関への断固たる処置など、金融制度からの適切な措置が肝要と考えます。その再発防止対策について大蔵大臣の御所見を伺います。

以上述べてまいりましたが、土地問題は、国民の勤労意欲、社会的公正公平、その他社会生活に及ぼす影響は甚大なものがあります。同時に、都市機能と都市環境を維持するために、大都市を中心とした一極集中がもたらす過密の諸条件を排除し、過疎化の進む地方への社会資本の整備、経済基盤の拡充をすることが人口の分散を可能とするものであります。それが四全総の求める均衡ある国土づくりであります。それがまた土地対策の根本的解決の道だと思います。

ておりますが、予断を許しません。今後とも注目して政策努力を続けていかなければならぬと想

また、今回の地価高騰は、御指摘のように、資格差の拡大、そして不公平感を世の中にもたらし、社会経済に深刻な影響を与えたことは十分認識をいたしております。今後は、税制、金融、土地利用計画等について総合的に強力な対策を行ない、土地神話を崩すよう政府一体となつた取り組みを展開していくと考えております。

(拍手) 要綱として閣議決定をし、お示ししたところであります。今後はこれに従って、税制、金融、土地利用計画などを着実に総合的に推進し、政府一体となって取り組んでいく決意であります。
残余は関係大臣から答弁をいたさせます。

地価の上昇を見た地域であるかどうかといった個々の地点における地価水準、また土地取引の状況等にも依存する部分が大変多いものでありますから、定量的に申し上げることが難しいことは御理解をいただきたいと思います。

また、今回の土地税制改革と申しますのは、

者に対する負担や我が国経済に与える影響といふものにも配慮する、こうした観点も十分配慮して設定したものであります。

また、居住用地につきましては、国民の生活の本拠として不可欠のものであることに当然のことながら我々が配慮すべきことであると考えております。

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣（橋本龍太郎君）三上議員にお答えを
申し上げます。

土地基本法の理念を踏まえ、土地に対する有効適正な公平な税負担というものを確保しながら、その資産としての有利性を縮減し、土地政策に資するという観点から、保有、譲渡、取得の各段階に

ます。そして、そうしたことを考えますならば、原則として非課税となることが適当と考えられ、この場合、大規模な邸宅の敷地を除いて、ほとんどどの居住用地の所有者が非課税となるような水準と

住宅政策におかれながら、戦後四年の後の活発な住宅建設によって住宅数だけで見れば世帯の数を一割超えるところまでになり、量の問題はほぼ解決したと考えておりますが、質の問題において解決すべき問題がたくさん残つております。住宅建設五カ年計画に基づいて、生活水準、居住水準、それぞれ向上を目指して住宅対策を積極的に行わなければならぬと思います。しかししながら、大都市地域を中心とした地価高騰によつて良質な住宅の確保が困難となつてゐることから、総合土地政策推進要綱に基づき住宅対策を総合的に進めいかなければならぬと考えております。

決定いたしたわけであります、この中におきまして、土地税制、金融機関の土地関連融資問題、あるいは国有地の利活用、こうした私どもの関連する分野について円滑かつ着実に実施してまいりたいと考えております。

農地課税の見直しから総合的な見直しを含むものであり、これらが相まって全体として土地の資産としての有利性の縮減、有効利用の促進などによって地価の抑制低下につながっていくことを私どもは強く期待をし、努力を続けてまいりたいと 思います。

おります。しかし、それがどの程度ということになりますと、景気の動向や金融の動向、税制以外の土地政策の推進状況等に加え、最近特に著しい

平成三年四月十九日 参議院会議録第二十号 地価税法案(趣旨説明)

ております。

また、固定資産税評価に関連してのお尋ねがございました。地価税の負担のあり方につきましては、税制調査会の答申などを踏まえ、少なくとも五年ごとに、固定資産税の評価の適正化等を勘案しつつ土地保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、必要があると認めるときは、課税対象及び税率等につき所要の措置を講ずるものとするとの検討規定が設けられております。地価税の見直しの方向につきましては、その見直しの時点におきまして固定資産税の評価の適正化等の状況を勘案しながら検討していくべき課題でありまして、現段階で確定することを申し上げるわけにはまいりませんが、いずれにしても地価税に期待される役割を踏まえて検討されるべきものであると考えております。

金融機関にして御意見がござります。た。金融機関の土地闊連融資につきましては、昨年四月、いわゆる総量規制を導入するなど、この適正化に努めてきたところであります。現在その効果は着実に浸透しつつあると考えております。大蔵省もいたしましては、公共性の発揮を求める金融機関が社会の信頼を損ねることのないよう、その適正な業務運営の確保につき引き続き敵正な指導に努めてまいると同時に、将来におきまして再び金融が地価高騰の要因の一つとなることのないよう、今後の土地闊連融資につきましては、一般閣議決定されました総合土地政策推進要綱に沿い、適切に対応してまいりたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣西田司君登壇、拍手〕

○國務大臣(西田司君) お答えをいたします。

近年の地価高騰は、国民の住宅取得の夢を奪らす等、我が国経済社会に重大な支障を生じさせていると認識しているところであります。経済大国として言われる中において國民が豊かさを実感できない

有利性を政策的に縮減する観点から、国税として創設しようとするものであると私どもは理解いたしております。広く土地保有一般に対し毎年経常的に課税する固定資産税とは、その税の趣旨、それから性格 こういったものを異にするものであると考えております。

次に、今後の評価の適正化についてであります
が、市町村長は自治大臣の定める固定資産評価基準によつて固定資産の価格を決定するものとされておりまして、また、この評価基準において、自治大臣は県庁所在の市の最高路線価の調整や平均価額の指示等を行うこととされておるわけであります。したがつて、これらの仕組みや手続を通じまして、國の方針に基づいた全国的な評価の均衡化、適正化が確保されるものと考えております。

要因の一つでもあると承知しているところであります。このため、今回の地価高騰に対する対策としては、これまでも監視区域の的確な運用、土地関連融資の規制、住宅宅地の供給の促進、土地の有効高度利用の促進、東京からの機能分散の促進などの需給両面にわたる各般の施策を実施してまいりました。また、去る一月二十五日には、土地基本法を踏まえた今後の総合的な土地政策の基本指針として総合土地政策推進要綱を閣議決定したところであります。今後は、この要綱に従い、土地神話の打破と適正な地価水準の実現等を目標として、税制、金融、土地利用計画等について構造的かつ総合的な対策を一層強力に展開してまいります。(拍手)

て、ただいま議題となりました地価暴騰法案に対し、総理並びに関係各大臣に質問を行ふものであります。

て、ただいま議題となりました地価税法案に対し、総理並びに関係各大臣に質問を行ふものであります。

近年の異常な地価暴騰は、サラリーマンの住宅取得の夢を打ち碎き、家賃の高騰を招くなど国民生活に重大な影響を及ぼしております。また、土地を持つ者と持たざる者との資産格差の拡大や企業に土地が集中するなど、社会的不公平、不公正は目に余るもののがございます。このような状況の中で、税制面からの抜本的改革を行おうとした政府税調の答申は、これまで補完的立場に置かれてきた土地税制を総合的土地区画整理事業の一環として掲げたものであり、税調答申に対する国民の期待は大きく、その法案化が注目されていたところであります。先日発表された地価公示でも、地価は高どまりしており、国民のふんまんは極限に達しております。

今日、土地税制に求められている課題は、保有、譲渡についての適正な対策であります。我が党は、赤字法人を利用しての税逃れの防止や遊休土地対策、市街化区域内農地の宅地並み課税及び相続税猶予の廃止などをこれまで主張してまいりました。先般、租税特別措置法並びに地方税法の改正でこれらが是正されることになりましたが、その措置はおおむね評価できるものであります。今回提案されている地価税の創設は、これら一連の土地税制の改正とともに、地価対策の糸口となるものであり、一步前進であると考えます。しかし、税率、基礎控除など、検討すべき課題は少なくありません。

以下、本法案についての問題点及び検討課題につき、政政の見解をお伺いしたいと思ひます。総理は、施政方針演説において、土地対策を内政の最重要課題と位置づけることを明言し、また、政府も中堅サラリーマンの住宅取得が可能な地価水準の実現に努力することを明確にいたしました。

価が暴騰するに至った原因を総理はどのように考
えておられるのか、また、現在の高値安定の地価
を正常な水準まで引き下げるためどのような決意
をお持ちなのか、お伺いするものであります。
さて、地価税は、税率が〇・三%、基礎控除に
ついては金額基準が十億円、面積基準は一平方
メートル当たり三万円の単価控除となつております。
また、非課税範囲も広く、地価の引き下げや
資産格差の是正に実効性があるのかどうか懸念さ
れているところであります。この点について、三
年度税制改革に対する政府税調の答申でも、税率
が低いことや基礎控除が高いことなどに対し、税
の負担水準が土地の資産としての有利性を縮減す
る上で不十分ではないかとの強い指摘がなされて
おります。本法案による地価引き下げ及び土地利
用促進の効果をどの程度見込んでいるのか、総理
の御見解をお尋ねいたします。

どの程度が妥当と考えておられるのか、お尋ねいたします。
あわせて、単価控除についての問題点を指摘いたします。

本法案創設の趣旨から見れば、課税対象は極めて少なく、政府税調答申から大きく後退した内容

り、地方に大規模工場や広大な保有土地を抱える大企業ほど恩典が大きく、当初二、三十万人と試算されていた納稅義務者もわずか五万人程度と大幅に減少しております。これでは格差は正や土地供給の促進には遊びつかず、かえって地方での土地買い占めを助長する結果にもなりかねません。必要と考へますが、見解を伺いたいのであります。

以上
地価税法案についての問題点を申し述べ
てまいりましたが、特に私は見直し規定を重視し
ております。

すなわち、法律案附則第八条では、地価税の負担のあり方について少なくとも五年ごとに検討することとなっており、必要があると認めるときは、地価税の課税対象・税率等について所要の措置を講ずると規定しております。これは、地価が適正な水準に下がらない場合は、課税対象や税率を強化するとの趣旨と理解いたしますが、大蔵大臣及び自治大臣はどのような見解をお持ちなのか。さらに、大蔵大臣には、検討する場合の具体的なメルクマールをどこに求めるのかもあわせて伺いたいと思います。

次に、地価収の使途について未決定である点も問題であります。

政府の住宅政策は、持ち家取得者に対しては住宅取得促進税制あるいは住宅金融公庫の融資等々、税制、金融両面からの国の財源による助成措置がとられています。これに対し、民間の賃貸住宅には何の措置もとられておりません。地価税導入の趣旨からも、税収を土地住宅対策に充当

すべきだと思います。私は、この際、民間の賃貸住宅に住む人々に対し家賃補助制度を設け、その財源に充てるべきであると考えるものでありますが、所見を伺います。

最後に、土地税制を含む総合的土地区画整備・公開が不可欠でありま

す。土地に関する情報、資料の不備不足は甚だしく、土地評価の一元化の必要性が求められております。今後これらの点についてどのように対応される所存なのか、見解をお伺いいたします。

以上、重点項目に絞って質問をしてまいりましたが、今回の地価税導入は土地税制度改革の第一歩であります。今後、生活者の立場を配慮した土地税制の確立に向けさらに努力を続けることを強く要求し、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(海部俊樹君) 中野議員にお答えを申
し上げます。

が、私は、大都市圏、特に都心部の業務用地の需要の急激な増大、金余り現象、こういった状況の

中で住宅地の買いかえ需要があえ、これらの需要の増大を見込んだ投機的取引を招いたことが主た

る原因となつて生じたものではないかと考えております。この地価高騰は、おっしゃるように資産

格差の拡大による不公平感の増大をもたらしており、経済社会にも重大な支障を与えて いると認識 しております。

このため、近時においては、各般の施策によつて東京、大阪などで地価の鎮静化傾向が見られる

など、土地対策の成果の兆しが見えてきておるところであり、対策としては総合土地政策推進要綱

を閣議決定し、この要綱に従つてさらに一層総合的な強力な対策を展開していく必要があると考え

ておられます。
どの程度下がるかと具体的にお尋ねであります
が、地価の低下や住宅地の供給促進の程度につい
ては、景気や金融の動向や個々の地域の状況に依

存するところも多く、具体的に数量的に申し上げることは極めて難しい問題であります。今回の地価税は他の税制改正や金融措置や土地利用促進とともに相乗的に効果が上がっていくものと考え

ており、政府はさらに積極的に政策努力を続けていく決意でございます。

また、土地情報の整備と土地評価の一元化についてお触れになりましたが、土地の所有、利用、取引、地価などに関する情報を系統的に一元化する必要があり、現在、土地政策審議会において審議をお願いしておるところでありますし、公的土地区画整理事業につきましては、要綱に従って、相続税については地価公示価格を基準として評価割合を引き上げるとともに、固定資産税評価につきましては、地価公示価格の一定割合を目標とし、それぞれ均衡、適正化を速やかに推進することとしているところであります。今後とも、御指摘の方向に沿って公的評価の均衡と適正化を推進してまいります。参考までに、二点あります。

残余は関係大臣から答弁いたします。（拍手）

○国務大臣(橋本龍太郎君) 中野議員にお答えをいたします。

第一点は、地価税の税率、また税負担の水準という御指摘がありました。地価税に係ります税率

として、私どもは本土の有利性を政策的に縮減するという観点と同時に、我が国の経済に与える影響から、また国民生産総額平野の増加比が丁つら二

また固定資本利潤の適正化が行われることなど個々の納税者に対する負担に配慮するという観点を総合的に勘案し〇・三%という水準を決

定したものでありまして、適正なものだと考えております。

また、地価税に係る基礎控除につきましては、税制調査会の「土地税制のあり方についての基本

答申の提言を踏まえまして、土地の資産価値に応じた税負担を求めるという地価税の趣旨に照らせば、一定の資産価値以下の土地につきましては課税対象から除外することが適当であるとの考え方

方にに基づいて設定したものでありまして、その具体的な水準につきましては、土地の資産としての有利性を縮減するという観点のほかに、個々の納税者に対する負担や我が国経済に与える影響に配慮するという観点も十分配慮して設定したものであります。また、附則第八条についてのお尋ねがございました。地価税の負担のあり方につきましては、見直し規定を設けることによりまして、少なくとも五年ごとに、固定資産税評価の適正化の状況や地価の動向、水準などを勘案しながら、土地に対する税負担全体の状況を踏まえて検討することを明らかにいたしております。こうした検討の結果、地価の高騰のうかがわれる事態など、必要があると認められますときには機動的、弹力的に見直しを行っていくことが必要でありまして、地価税の課税対象や税率等につきましても所要の措置を講ずることとしております。

また、その使途についての御質問が御意見を交えてございました。地価税の税収の使途につきましては、税制調査会の平成三年度の税制改正に関する答申におきまして、平成四年度の税制改正、予算編成時までに検討すべき旨提言されているところであります。政府といたしましては、税制調査会の答申を踏まながら、また国会における御議論等も参考とさせていただきながら、その内容を適切に決めてまいりたいと考えております。私どもといたしましては、その場合、家賃補助あるいは家賃控除という方向よりも、住宅費負担の軽減という観点から政府として行うべき割合は、公的住宅などの建設、融資、税制の活用等による良質な賃貸住宅の供給コストの低減などに努めていく方向であると考えておるということを申し添えさせていただきたいと存じます。(拍手)

固定資産税については、土地基本法の第十六条の規定の趣旨を踏まえまして、相続税評価との均衡にも配慮しつつ、地価公示価格の一一定割合を目標に土地の評価の均衡化、適正化を推進し、中長期的に固定資産税の充実を図る方向を基本とすべきであると考えております。

次に、地価税のあり方についてありますが、土地保有税の基本である固定資産税の評価の均衡化、適正化に伴う税負担と地価税の税負担を合わせた土地保有に対する税負担全体の状況を踏まえつつ、地価の動向等も勘案しながら必要に応じ地価税の課税対象及び税率等について所要の見直しが行われるべきものであると考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土屋義彦君) 日程第一 再生資源の利用の促進に関する法律案

○議長(土屋義彦君) 日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長名尾良孝君。

審査報告書

再生資源の利用の促進に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月十八日

参議院議長 土屋 義彦殿
商工委員長 名尾 良孝

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年、再生資源の発生量が増加

し、その相当部分が廃棄されている状況に対応して、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることにより、国民经济の健全な発展に寄与することによります。

次に、地価税のあり方についてありますが、土地保有税の基本である固定資産税の評価の均衡化、適正化に伴う税負担と地価税の税負担を合わせた土地保有に対する税負担全体の状況を踏まえつつ、地価の動向等も勘案しながら必要に応じ地価税の課税対象及び税率等について所要の見直しが行われるべきものであると考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土屋義彦君) 日程第一 再生資源の利用の促進に関する法律案

○議長(土屋義彦君) 日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長名尾良孝君。

三、地方自治体が、当該地域の実情に応じた施策を実施できるよう、積極的に支援すること。

四、再生資源としての利用の促進が特に必要な製品については、生産者・流通業者の販売ルートによる回収等の協力が得られるよう、関係業界を指導すること。

五、再生資源の利用を効果的に実施するため、再生資源の回収及び利用状況等について、鋭意調査・資料収集を行い、これら情報の提供に努めるとともに、国民の自主的な努力に対し、積極的な支援を行うこと。

六、本法施行後、環境の保全等を図る見地から、その施行状況を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講ずること。

右決議する。

再生資源の利用の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月七日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 土屋 義彦殿

再生資源の利用の促進に関する法律案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条・第九条)
- 第三章 特定業種(第十一条・第十二条)
- 第四章 第一種指定製品(第十三条・第十五条)
- 第五章 第二種指定製品(第十六条・第十七条)
- 第六章 指定副産物(第十八条・第二十条)
- 第七章 雜則(第二十一条・第二十五条)
- 第八章 罰則(第二十六条・第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図ることとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民经济の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「再生資源」とは、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、再生資源の利用を総合的かつ計画的に推進するため、再生資源の利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という)を定め、これを公表するものとする。

土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に伴い副次的に得られた物品(以下「副産物」という。)のうち有用なものであつて、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「特定業種」とは、再生資源を利用することができる技術的及び経済的に可能であり、かつ、これを利用することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源の種類ごとに政令で定める業種をいう。

3 この法律において「第一種指定製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

4 この法律において「第二種指定製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収(類似の物品と分別して回収すること)をいう。以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

5 この法律において「指定副産物」とは、副産物であつて、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

第二十四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生大臣

に対し、廃棄物の処理に関する事務の利用の促進について必要な協力を求めることができる。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 刑則

第二十六条 第十二条第三項、第十七条第三項又は第二十条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第二十一一条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

第二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十三条の二再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第五十号)の次に次の一号を加える。

五十三の二 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第五十号)の施行に関する事務を管理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第六百二十七号の二)の施行に関する事務を管理すること。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第四条第百二十七号の次に次の一号を加える。

百二十七号の二 所掌に係る事業における再生

資源(再生資源の利用の促進に関する法律第六百二十七号の二(酒類に係る場合に限る。)を加える。

附帯決議

「百七十五号」の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号中「次号」を「第四十五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四十四の一 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第六百二十七号の二)の施行に関する事。

八百七十五号の一部を次のように改正する。

第八条 環境省設置法(昭和四十六年法律第八百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号の二の次に次の一号を加える。

五百の三 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第六百二十九号)による基本方針の策定、公表及び改定に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

三、独占禁止法第二十五条に基づき独占禁止法違反行為に対する損害賠償請求訴訟を有効に行うには、原告の立証の負担の軽減を図ることが重要である。このため、裁判所からの要請により違法行為と損害との因果関係、損害額の立証に必要な範囲でその根拠となる資料を事業者の秘密保持の問題等に配慮しつつ積極的に提供すること。

四、同調的価格引上げ理由に関する報告徴収制度について、制度の趣旨に沿い、公表内容及びその方法について一層の充実に努めること。

五、公正取引行政に対する期待にふさわしい事務が提供できるよう、公正取引委員会の機構及び定員の着実な整備、充実に努めることとともに、消費者の声が十分尊重されるよう、制度の適正化を図ること。

六、最近の規制緩和の流れに則り、政府規制分野及び独占禁止法適用除外分野の実態の調査・公表に努めるとともに、これらの制度について必要最小限のものとするとの観点からその見直しを行い、市場メカニズムの一層の活用を図ること。

七、別紙の附帯決議を行った。

八、別紙の附帯決議を行った。

九、別紙の附帯決議を行った。

十、別紙の附帯決議を行った。

十一、別紙の附帯決議を行った。

十二、別紙の附帯決議を行った。

十三、別紙の附帯決議を行った。

十四、別紙の附帯決議を行った。

十五、別紙の附帯決議を行った。

十六、別紙の附帯決議を行った。

十七、別紙の附帯決議を行った。

十八、別紙の附帯決議を行った。

十九、別紙の附帯決議を行った。

二十、別紙の附帯決議を行った。

二十一、別紙の附帯決議を行った。

二十二、別紙の附帯決議を行った。

二十三、別紙の附帯決議を行った。

二十四、別紙の附帯決議を行った。

二十五、別紙の附帯決議を行った。

二十六、別紙の附帯決議を行った。

二十七、別紙の附帯決議を行った。

二十八、別紙の附帯決議を行った。

二十九、別紙の附帯決議を行った。

三十、別紙の附帯決議を行った。

三十一、別紙の附帯決議を行った。

三十二、別紙の附帯決議を行った。

三十三、別紙の附帯決議を行った。

三十四、別紙の附帯決議を行った。

三十五、別紙の附帯決議を行った。

三十六、別紙の附帯決議を行った。

三十七、別紙の附帯決議を行った。

三十八、別紙の附帯決議を行った。

三十九、別紙の附帯決議を行った。

四十、別紙の附帯決議を行った。

四十一、別紙の附帯決議を行った。

四十二、別紙の附帯決議を行った。

四十三、別紙の附帯決議を行った。

四十四、別紙の附帯決議を行った。

四十五、別紙の附帯決議を行った。

四十六、別紙の附帯決議を行った。

四十七、別紙の附帯決議を行った。

四十八、別紙の附帯決議を行った。

四十九、別紙の附帯決議を行った。

五十、別紙の附帯決議を行った。

五十一、別紙の附帯決議を行った。

五十二、別紙の附帯決議を行った。

五十三、別紙の附帯決議を行った。

五十四、別紙の附帯決議を行った。

五十五、別紙の附帯決議を行った。

五十六、別紙の附帯決議を行った。

五十七、別紙の附帯決議を行った。

平成三年四月十九日 参議院会議録第二十号 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案外三件

を次のように改正する。

第三条第一項中「認められるもの」の下に「(次項において)“特定事業”といふ。」を加え、「この項」を「この条」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
（特別引出権及
び基金通貨代用証券等）である。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
平成三年四月十一日

よつて要領書を添えて報告する。
平成三年四月十八日

律第二百一十八号)の一部を次のように改正す
る。

日本は、当分の間、特定事業に準するものとして政令で定める事業に係る資金について、日本開発銀行等が行う貸付けに要する資金の財源の一部に充てるため、日本開発銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

第六条第一項第三号並びに第七条第一項及び第四項中「第三条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

審査報告書
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律の一部を改正する法
律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成三年四月十八日

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改止する。

第二条中「四十二億二千三百三十万特別引出権」を「八十二億四千百五十万特別引出権」に改める。

本法律施行のため、別に費用を要しない。
費用

接投資等が同項第三号若しくは第四号」を「國の安
全等に係る対内直接投資等」に、「第四項」を「第七
項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七
項中「第二項」を「第五項」に、「第四項」を「第七項」
に、「第一項又は第三項」を「第三項又は第六項に
改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第

參議院議長 大藏委員長
土屋 義彦殿 大河原太一郎

附 貝
この法律は、公布の日から施行する。

た。
よつて国会法第八十三条规定により送付する。

四項」を「第七項」に、「第一項又は第三項」を「第二項又は第六項」に、「(第三項)」を「(同項)」に改め、

委員会の決定の理由 要領書

貯蓄基金は充てて行う出資の財源は充てたため
当該出資の日における同条に規定する特別引出

衆議院議長 櫻内 義雄

同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項に

本法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、その出資の額の増額に応じるための措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

権による十億千四百五十九万五千五百特別引出
権に相当する本邦通貨の金額を限り、外國為替
資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)
第十三条规定する積立金から外國為替資金に
組み入れることができる。

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案
外國為替及び外國貿易管理法の一部を改める法律

本法律施行に伴う国際通貨基金への追加出資

卷之三

外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法）

事態を生ずるおそれがあると認めるとき又は当該届出に係る対内直接投資等が同項第三号若しくは第四号¹⁾を「第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等²⁾に改め、「第五十五条の二に規定する」を削り、「同項又は」を「第三項又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「前条第三項」を「第一項」に改め、「同条第五項の規定により外国投資家とみなされる外国投資家以外の者による届出を含む。次項及び第八項において同じ。」を削り、「行われたならば第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがないかどうか、又は当該届出に係る対内直接投資等が第三号若しくは第四号¹⁾を「次に掲げるいずれかの対内直接投資等(次項、第五項及び第十一項において「国の安全等に係る対内直接投資等」という。)」に、「当該対内直接投資等を」を「当該届出に係る対内直接投資等を」に改め、同項第一号を次のよう改める。

「我が國」を「我が国に」、「当該対内直接投資等に係る」を「その」に、「認められるもの」を「認められれるもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「届出がされた」を「当該」に、「当該対内直接投資等に係る」を「その」に、「認められるもの」を「認められる対内直接投資等」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

(外国投資家とみなされる者)
第二十七条の二 外国投資家以外の者（法人その他他の団体を含む。以下この条において同じ。）が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前二条の規定を適用する。
第二十九条の見出し中「届出等」を「報告」と改め、同条第一項中「非居住者」を「居住者は、非居住者〔に〕」「この項及び第三項において同じ。」及び居住者は、「を「この条及び次条において同じ。」との間で当該に、「しようとする」を「した」に改め、「あらかじめ」を削り、「に係る契約の条項その他の政令で定める事項」を「について、〔に〕、「届け出」を「報告」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、次条第一項の規定により届け出なければならない技術導入契約の締結等について

定する」を削り、「同項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「前条第一項」を「第一項」に、「されたならば次に掲げるいすれかの事態を生ずるおそれがない」を「次に掲げるいすれかの事態を生ずるおそれがある技術導入契約の締結等(我が国が加盟する技術導入契約の締結等に関する多數国間の条約その他の国際約束で政令で定めるもの(以下この項において「条約等」という。)の加盟国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等で技術導入契約の締結等に関する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等でその国が当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。次項及び第五項において「国の安全等に係る技術導入契約の締結等」という。)に該当しないに、「当該技術導入契約の締結等」を「当該届出に係る技術導入契約の締結等」に改め、同項第二号中「当該技術を導入する事業と同種の我が国における事業(関連する事

おそれがある対内直接投資等（我が国が加盟する対内直接投資等に關する多數国間の条約その他の國際約束で政令で定めるもの（以下この号において「条約等」という。）の加盟國の外国投資家が行う対内直接投資等で対内直接投資等に關する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟國以外の國の外國投資家が行う対内直接投資等でその國が當該条約等の加盟國であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。）

我が國の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を來すことになること。

2 るものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

対内直接投資等について前項の規定による届出をした外国投資家は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る対内直接投資等を行つてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る対内直接投資等がその事業目的その他からみて次項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当しないと認めるときには、当該期間を短縮することができる。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第三十一条の見出し中「締結等の」の下に「届出及び」を加え、同条第四項中「第二十七条第四項から第九項まで」を「第二十七条规定から第十二項まで」に、「第一項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項に規定する審査に当たり第五十五条の二に規定する」を「前項の規定により」に、「同審議会」を「外国為替等審議会」に、「同項に規定する四月」を「第三項に規定する四月」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る技術導入契約の締結等がされたならば前項各号に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがある」を「第三項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当するに改め、「第五十五条の二に規

4 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

第三十条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

居住者は、非居住者との間で技術導入契約の締結等のうち第三項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものをしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等について、そ

平成二年四月十九日 参議院会議録第二十号 日本開発銀行法等の一部を改正する法律案外二件

の契約の条項その他の政令で定める事項を大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 技術導入契約の締結等について前項の規定による届出をした居住者は、大臣及び事業所

管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない。ただし、大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る技術導入契約の締結等がその技術の種類その他からみて次項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

第三十一条から第四十六条までを次のように改める。

(前二条の適用除外)

第三十一条 前二条の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術に係る技術導入契約の締結等その他政令で定める技術導入契約の締結等については、適用しない。

第三十二条から第四十六条まで 削除

第七十条第二十一号中「第二十六条第三項」を

「第二十七条第一項」に、「同条第五項」を「第二十七一条第一項」に、「第二十七条第二項」に、「第二十七条第三項」を「第二十七条第二項」に、「第二十七条第五項」を「第二十七条第六項」に改め、同条第二十二号中「第二十六条第三項」を「第二十七条第一項」に、「第二十七条第二項」に、「第二十七条第五項」を「第二十七条第六項」に改め、当該延長」を「同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮」に、「第二十六条第五項」を「第二十七条の二」に改め、同条第二十三号中「第二十七条第五項」を

「第二十七条第八項」に、「第二十六条第五項」を

「第二十七条の二」に改め、同条第二十四号中「第二十九条第三項」を「第二十九条第一項」に、「第三十条第三項」を「第三十条第二項」に、「第三十一条第一項又は

「第二十九条第一項」を「第二十七条の二」に改め、同条第二十六号中「第二十九条第三項」を「第二十九条第一項」に、「第三十条第二項」に、「第三十一条第一項又は

「第二十九条第一項」を「第二十七条の二」に改め、同条第二十七号中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」に、「第三十二条第五項」を「第三十三条第五項」に改め、同条第二十八号中「第三十条第七項」に、「第三十一条第七項」を「第三十二条第七項」に改め、同条第二十九号中「第三十条第十項」に、「第三十一条第十項」を「第三十二条第十項」に改める。

第七十二条中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に

次の二号を加える。

七 第二十六条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（第二十七条の二の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

八 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十三条中「同条第五項」を「第二十七条の二」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 次条第三項に定めるものを除き、この法律による改正前の外國為替及び外國貿易管理法（以下「旧法」という。）第二十六条第三項の規定によりこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた届出に係る対内直接投資等（以下「旧法の規定による届出に係る対内直接投資等」という。）で、施行日前に同条第四項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了していない旧法の規定による届出に係る対内直接投資等で新法第二十七条第一項の規定により届け出なればならない対内直接投資等に該当するものについては当該届出がされた日において同項の規定による届出がされたものと、旧法第二十七条第一項又は第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間が延長された旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等（以下「旧法等」という。）で、施行日前に同条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間（旧法第三十条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお從前の例による。

2 附則第四条第四項に定めるものを除き、旧法第二十九条第一項の規定により施行日前にされた届出に係る技術導入契約の締結等（以下「旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等」という。）で、施行日前に同条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間（旧法第三十条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお從前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第四項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了していらない旧法の規定による届出に係る対内直接投資等で、この法律による届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない期間が満了していらない旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等（居住者が届け出たものに限る。次項において同じ。）

た外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行うことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日ににおいて同項本文の規定によりされた報告とみなす。

2 次項に定めるものを除き、この法律の施行の際現に旧法第二十六条第四項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了していない旧法の規定による届出に係る対内直接投資等を行つてはならない期間が延長されたものについては、当該対内直接投資等を行つてはならない期間が延長されたものについては当該届出がされた日において同項の規定による届出がされたものと、旧法第二十七条第一項又は第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間が延長された旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等（以下「旧法等」という。）で、施行日前に同条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間（旧法第三十条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお從前の例による。

3 施行日前にされた旧法第二十七条第二項の規定による勧告、同条第四項の規定による通知又は同条第七項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第二十九条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間が満了していらない旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等（居住者が届け出たものに限る。次項において同じ。）

で、新法第二十九条の規定により報告しなけれ

ばならない技術導入契約の締結等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした居住者は、施行日以後当該技術導入契約の締結等をすることができる。この場合において、当該居住者に係る届出は、当該技術導入契約の締結等がされた日ににおいて同条本文の規定によりされた報告とみなす。

2 第四項に定めるものを除き、この法律の施行の際現に旧法第二十九条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間が満了していない旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等で新法第三十条第一項の規定により届け出なければならない技術導入契約の締結等に該当するものについては当該届出がされた日において同項の規定による届出がされたものと、旧法第三十条第一項又は第三項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間が延長された旧法の規定による届出に係る技術導入契約の締結等でこの法律の施行の際現にその期間が満了していないものについては当該届出がされた日において新法第三十条第一項の規定により届出がされ、同条第三項又は第六項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間が延長されたものとみなして、新法の規定を適用する。

3 次項に定めるものを除き、この法律の施行の際に旧法第二十九条第三項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間（旧法第三十条第一項又は第三項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了していない旧法の規定による届出に係る

技術導入契約の締結等（非居住者が届け出たものに限る。）については、施行日の前日において

当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした非居住者は、施行日以後当該技術導入契約の締結等をすることができる。

4 施行日前にされた旧法第三十条第二項の規定による勧告、同条第四項において準用する旧法第二十七条第四項の規定による通知又は旧法第三十条第四項において準用する旧法第七項の規定による命令に係る技術導入契約の締結等については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における高等学校、大学等において教育を受けるために必要な資金の負担増大の状況に鑑み、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、現行の進学資金の小口貸付けの業務を拡充し、在学中に必要となる資金を含む教育資金の小口貸付けの業務を行うことができる等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行に伴い、平成三年度において、国民金融公庫等の貸付資金として約千五百億円が予定されている。

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第六条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の九第五項中「第二十六条第三項」の下に「及び第二十七条第一項」を加え、「同条第一項」を「同法第二十六条第一項」に改める。

平成三年四月十一日

参議院議長 櫻内 義雄

衆議院議長 土屋 義彦

（施行期日）

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中国民金融公庫法第十四条第一項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

右は国会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月十八日

大蔵委員長 大河原太一郎

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

（国民金融公庫法の一部改正）

第一条 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「進学資金」を「教育資金」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第十四条第一項を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十八条第一項中「進学資金」を「教育資金」に改め、同条第三項中「進学資金」を「教育資金」に、「進学」を「教育」に、「進学すること」と「おいて行われる教育」に、「する者」を「受ける者」に、「進学の」を「教育を受け、又は受けさせること」に改める。

第三十二条第三項中「進学資金」を「教育資金」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第二条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第二項中「進学資金」を「教育資金」に改める。

第二十条第二項中「進学資金」を「教育資金」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

(経過措置)

第一条中国民金融公庫法第十四条第一項の改正規定の施行の際現に国民金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔大河原太一郎君登壇、拍手〕

○大河原太一郎君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、日本開発銀行法等の一部を改正する法律案は、日本開発銀行等を通じて国からの無利子の貸付金を財源の一部に充てて行う低利の貸付制度を創設する等、社会資本整備の促進を政策金融の面から助成しようとするものであります。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、これに応ずるための措置を講じようとするものであります。

次に、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案は、対内直接投資及び技術導入に関する外國為替及び外國貿易管理法上の手続を事前届け出制から原則として事後報告制に改める等、より開放的かつ透明なものとしようとするものであります。

次に、国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案は、国民金融公庫等の進学資金貸付制度を教育資金貸付制度に改め、新たに在学中に必要な資金の貸し付けを行うこと

ができるようにしてやうとするものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より国民金融公庫法等改正案を除く三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、日本開発銀行法等改正案、国際通貨基金等加盟措置法改正案及び外國為替・外國貿易管理法改正案の三法律案はいずれも多数をもって、また国民金融公庫法等改正案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君)　これより採決をいたします。

まず、日本開発銀行法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君)　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君)　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君)　過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

次に、国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

○議長(土屋義彦君)　總員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

た。

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

附帯決議

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、別紙の附帯決議を行った。

○議長(土屋義彦君)　日程第七 生産緑地法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

田部理君。

審査報告書

生産緑地法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月十八日

建設委員長 矢田部 理

要領書

参議院議長 土屋 義彦 殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市街化区域内における農地等の計画的な保全を図ることにより農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の面積要件の緩和、権利制限の見直し等の措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

三、国は、地方公共団体の生産緑地地区の指定事務が円滑に行われるよう、情報やノウハウの提供等必要な支援措置を講ずるよう努めること。

四、国及び地方公共団体は、生産緑地の買取りの申出に円滑に応じることができるように、必要な財政上の措置を講ずること。

五、生産緑地に指定されなかつた市街化区域内農地については、無秩序な開発が行われないよう、農地所有者等による優良な賃貸住宅建設など自主的、計画的な土地利用について、金融、税制、都市基盤整備等の支援を行うこと。

生産緑地法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十一日

参議院議長 十屋 義彦 桜内 義雄

衆議院議長 横内 義雄

当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。
第三条第一項第一号中「防止」の下に「農林漁業」と調和した都市環境の保全」を加え、同項第二号を次のように改める。

二五百平方メートル以上の規模の区域である

生産緑地法の一部を改正する法律案

生産緑地法の一部を改正する法律案

生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一種生産緑地地区に關する都市計画及び第二種生産緑地地区」を「生産緑地地区」に改める。

第二条第三号中「次条第一項の規定により定められた第一種生産緑地地区又は第四条第一項の規定により定められた第二種生産緑地地区」を「第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区」に改める。

第一条の次に次の二条を加える。
(国及び地方公共団体の責務)

第二条の二 国及び地方公共団体は、公園、緑地その他の公共空地の整備の現況及び将来の見通しを勘案して、都市における農地等の適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資するよう努めなければならない。

第三条の見出し中「第一種生産緑地地区」を「生産緑地地区」に改め、同条第一項各号別記以外の部分を次のように改める。

市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該

換のあつせんその他援助を求めることができる。

第八条第二項に次の二号を加える。

四 農林漁業に從事する者の休憩施設

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

第十一条中「第一種生産緑地地区に係る場合については十年、第二種生産緑地地区に係る場合については五年」を「三十年」に改め、「從事者」の下に「(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき建設省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。)」を加える。

第十三条(見出しを含む。)中「第一種生産緑地地区に係る」を削る。

第十四条中「第一種生産緑地地区に係る生産緑地にあつては三月以内に、第二種生産緑地地区に係る生産緑地にあつては一月以内に、」を「三月以内に」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

(農業委員会の協力)
第十七条の二 市町村長は、生産緑地(農地又は採草放牧地に限る。以下この条において同じ。)に対する使用又は収益をする権利を有する者から求めに応じて当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあつせんその他の援助を行う場合及び農業に從事する者を希望する者が生産緑地を取得できるようであつせんを行う場合には、農業委員会に協力を求めることができる。

第十八条(見出しを含む。)中「第一種生産緑地地区」を「生産緑地地区」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除
第六条第一項中「第一種生産緑地地区又は第二種生産緑地地区(以下「生産緑地地区」と総称する。)」を「生産緑地地区」に改める。

第七条に次の二項を加える。

2 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、市町村長に対し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあつせん

は、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十九条中「十万元」を「三十万元」に改める。

第二十条中「三万元」を「二十万元」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(生産緑地に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の生産緑地法(以下「旧生産緑地法」という。)第三条第一項の規定により定められている第一種生産緑地地区(以下「旧第一種生産緑地地区」という。)及び旧生産緑地法第四条第一項の規定により定められている第二種生産緑地地区(以下「旧第二種生産緑地地区」という。)の区域

内に土地又は森林(以下「旧生産緑地」という。)は、この法律による改正後の生産緑地法(以下「新生産緑地法」という。)第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区的区域内の土地又は森林(以下「新生産緑地」という。)とみなす。

前項の規定により新生産緑地とみなされた旧生産緑地(旧生産緑地のうち土地の調整法(昭和二十九年法律第百十九号)第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地と

して指定された農地等にあつては、当該農地等に對応する從前の土地)に改め、同条第三項中「第一種生産緑地地区」を「生産緑地地区」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

2 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、市町村長に対し、当該生産緑地を農

地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあつせんを行つた場合には、農業委員会に協力を求めることができる。

(経過措置)

第十七条の三 この法律の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合において

6 第二条の規定により機構が旅客鉄道株式会社

に対し譲渡する新幹線鉄道施設に係る土地につ

いては、日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六

十一年法律第九十三号)。次条において「施行法」

という。(第三十二条の規定は、適用しない。

第四条 施行法附則第二十六条第一項の規定によ

り第五条第一項の規定による解散前の機構(以

下「旧機構」という。)に対して港湾法(昭和二十

五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の規

定により港湾管理者の長がした許可に基づくも

のとみなされた行為は、第二条の規定により当

該行為に係る新幹線鉄道施設を譲り受けた旅客

鉄道株式会社に対して同項の規定により港湾管

理者の長がした許可に基づく行為とみなす。

2 附則第二十二条の規定による改正前の施行法

附則第三十二条第六項の規定により旧機構に対

し全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第

七十一号)第六条第一項の規定による建設主体

の指名及び同法第八条の規定による建設の指示

が行われたものとみなされた建設線の区間につ

いては、施行法附則第三十二条第五項の規定に

かかわらず、第五条第一項の規定による機構の

解散の時において、東日本旅客鉄道株式会社に

対し全国新幹線鉄道整備法第六条第一項の規定

による建設主体の指名及び同法第八条の規定に

よる建設の指示が行われたものとみなす。

3 附則第二十二条第八項の規定により旧機構に対

しきられたものとみなされた全国新幹線鉄道整備

法第九条第一項の規定による工事実施計画の認

可及び旧機構に対しされた同項の規定による工

事実施計画の認可は、東日本旅客鉄道株式会社

に対しされた同項の規定による工事実施計画の認可とみなす。

4 対して道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第

三十二条第一項及び第三項の規定により旧機構に

理者がした許可に基づくものとみなされた占用

並びに旧機構に対して同条第一項及び第三項の

規定により道路管理者がした許可に基づく占用

は、第二条の規定により当該占用に係る新幹線

鉄道施設を譲り受けた旅客鉄道株式会社に対し

並びに旧機構から譲り受けた家屋又は償却資産に

て同法第三十二条第一項及び第三項の規定によ

り道路管理者がした許可に基づく占用

す。

5 施行法第三十二条の規定は、第二条の規定に

より新幹線鉄道施設の譲渡が行われた場合にお

いて日本国有鉄道清算事業団の土地に存すること

となつた当該譲渡に係る新幹線鉄道施設で施

行法第二条第六号に規定する承継法人である旅

客鉄道株式会社がその事業の用に供するものに

ついて準用する。

6 第二条の規定により旅客鉄道株式会社が新幹

線鉄道施設を譲り受ける場合における当該新幹

線鉄道施設の取得に対しては、不動産取得税を

課することができない。

第七十二条の五第一項第七号中「新エネルギー・産業技術総合開発機構及び新幹線鉄道保有機構」を「及び新エネルギー・産業技術総合開発機構に改める。

第七十三条の四第一項第一号の四を削る。

第三百四十八条第五項中「若しくは新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第八十九号)第二百一一条第一項」を削る。

第五百四十九条の三第二項中「本州四国連絡橋公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を「若しくは本州四国連絡橋公団」に改める。

第五百八十六条第二項第二十六号中「第七号の四」を「第八号」に改める。

附則第十一项第九項中「新幹線鉄道保有機

構」を削り、「承継した家屋」の下に「新幹線鉄

道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成

三年法律第二号)第二条に規定する旅客鐵

道株式会社が同条の規定により同法第五条第一

項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構か

ら譲り受けた家屋を含み」を加える。

附則第十五条の二第一項第一号中「若しくは」

を「又は」に改め、「又は新幹線鉄道保有機構」を

削り「固定資産」の下に「(新幹線鉄道に係る鉄

道施設の譲渡等に関する法律第二条に規定する旅

客鐵道株式会社が同条の規定により同法第五条

第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機

構から譲り受けた固定資産を含む」を加える。

附則第十五条の三第一項中「若しくは」を「又

は」に改め、「又は新幹線鉄道保有機構」を削り、

「承継した固定資産」の下に「(新幹線鉄道に係る鉄

道施設の譲渡等に関する法律(以下本項及び

次項において「譲渡法」という。)第二条に規定す

る旅客鉄道株式会社が同条の規定により譲渡法ギー・産業技術総合開発機構及び新幹線鉄道保有機構(次項において「旧機構」という。)から譲り受けた固定資産を含む。」を加え、同条第二項中「家屋又は償却資産」の下に「譲渡法第二

条に規定する旅客鐵道株式会社が同条の規定により旧機構から譲り受けた家屋又は償却資産を含み、」を加える。

第八条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号の四を削る。

(土地収用法の一部改正)

第八条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第九条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「新幹線鉄道保有機構」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

(高速自動車国道法の一部改正)

第十四条第二項中「新エネルギー・産業技術

総合開発機構若しくは新幹線鉄道保有機構」を「若しくは新エネルギー・産業技術総合開発

機構」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第十五条第一項及び第三項中「新幹線鉄道保

有機構」を削る。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第十二条第一項及び第三項中「新幹線鉄道保

有機構」を削る。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

二五

いようにすることをはじめ、将来にわたるJRの負担のあり方を検討するなど、旅客鉄道会社の経営に悪影響を及ぼすことがないよう十分に配慮すること。

四 既設新幹線の譲渡後においても、経営の安定を図りつつ、運賃・サービスの維持・改善及び安全・防災対策等に万全を期するよう旅客鉄道会社を指導すること。

五 整備新幹線の建設に際し、並行在来線の取り扱いについては、関係する地方公共団体及び旅客鉄道会社の意見を十分に尊重すること。また、貨物鉄道会社の輸送に支障が生じることのないよう万全を期すること。

六 大都市圏の鉄道整備については、今後とも積極的に推進し、通勤・通学混雑の抜本的な改善策を確立するとともに、地方鉄道の維持・整備についても更に適切に対応すること。

七 鉄道軌道整備法に基づく大規模な鉄道災害復旧事業の助成については、できる限り速やかな適用が図られるよう十分に配慮すること。

八 鉄道整備基金に対して、その業務を適正に運営するよう責任をもって指導するとともに、新幹線鉄道保有機構の職員の雇用・待遇に万全を期するよう同機構への指導等適切な措置を講ずること。

九 旅客鉄道会社及び貨物鉄道会社に対して、今後とも健全な労使関係の維持発展を図るよう指導すること。

一〇 国の鉄道整備に関する公共財源の投入等の助成策について一層の充実を図るとともに、開発利益の還元等新たな財源調達を図るシステムを確立するよう努力すること。

一一 JR株式の売却に当たっては、JR会社の経営状況等を十分見極めた上で、慎重に必要な準備を進めること。

一二 整備新幹線の建設問題に関連して増大が予想される地域負担の増加については、地方財政を圧迫しないよう十分に配慮すること。

右決議する。

鉄道整備基金法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

鉄道整備基金法

目次

第一章 総則(第一条～第八条)
第二章 役員及び職員(第九条～第十九条)
第三章 業務(第二十条～第二十三条)
第四章 財務及び会計(二十四条～第三十五条)

第五章 監督(第三十六条～第三十七条)
第六章 雑則(第三十八条～第四十一条)
第七章 罰則(第四十二条～第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 鉄道整備基金は、国土の均衡ある発展と

大都市の機能の維持及び増進を図る観点から緊

要な課題となつてゐる新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道の計画的かつ着実な整備を促進するとともに、鉄道の安全性及び利便性の向上

を図るための施設の改良、業務運営の能率化その他鉄道事業の健全な発達を図る上で必要なと想される地域負担の増加については、地方財政を圧迫しないよう十分に配慮すること。

法定代理人とする。

第四条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第五条 基金の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、登記の後でなければこれを持って第三者に對抗することができない。

第七条 基金でない者は、鉄道整備基金という名称を用いてはならない。

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第九条 基金に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人以内を置く。

(法人格)

第三条 鉄道整備基金(以下「基金」という。)は、

その他の政令で定める大都市(その周辺の地域を含む。)における旅客輸送の需要に応ずる鉄道(軌道を含む。)をいう。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事務があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。(役員の任命)

第十二条 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十三条 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 役員は、再任されることができる。(役員の欠格条項)

第十四条 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十五条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならないこと。

1 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

2 日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)、本州四国連絡橋公団又は日本国有鉄道清算事業団の役員又は職員(非常勤の者を除く。)

3 鉄道事業者若しくは第二十条第一項第四号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはそ

の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。)

(代理人の選任)

第十七条 理事長は、基金の理事又は職員のうちから、基金の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

四 前三号の業務に附帯する業務をを行うこと。

十二条第二項の運輸大臣の指示があつた場合に限る。次項第二号において同じ。又は帝都高速度交通営団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

四 前三号の業務に附帯する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

2 基金は、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なうことができる。

一 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業を行なう公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定められた補助金の交付を受け、これを財源として用いて、補助金を交付すること。

一 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業を行なう公団に対し、当該事業に要する費用(当該事業に係る借り入れに係る債務の償還並びに当該債務に係る利子の支払に要する費用を含む。)に充てる資金の一部について交付金を交付すること。

一 新幹線鉄道の輸送力の増強を図るために必要な鉄道施設の大規模な改良で政令で定めるものに関する事業を行なう鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てるための長期かつこの限りでない。

一 新幹線鉄道事業者又は公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国(補助金その他の相当の反対給付を受けない給付金であつて、政令で定めるもの)をいう。以下同じ。)の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

一 新幹線鉄道事業者又は公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国(補助金その他の相当の反対給付を受けない給付金であつて、政令で定めるもの)をいう。以下同じ。)の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

一 新幹線鉄道の輸送力の増強を図るために必要な鉄道施設の大規模な改良で政令で定めるものに関する事業を行なう鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てるための長期かつこの限りでない。

一 新幹線鉄道事業者又は公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国(補助金その他の相当の反対給付を受けない給付金であつて、政令で定めるもの)をいう。以下同じ。)の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

四 前三号に規定するもののほか、鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行なう公団(当該事業につき、日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第二

第五章 監督

(監督)

- 第三十六条 基金は、運輸大臣が監督する。**
- 2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(報告及び検査)
- 第三十七条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。**
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

(公団による納付金の納付)

- 第三十八条 公団は、第二十条第一項第一号の交付金（譲渡法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）附則第十三条第一項の交付金を含む。）の交付を受けた新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業について、政令で定めるところにより算定される剰余金を生じたときは、当該剰余金の額に相当する金額の納付金を基金に納付しなければならない。**
(解散)
- 第三十九条 基金の解散については、別に法律で**

定める。

(大蔵大臣との協議)

- 第四十条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。**

- 2 第二十一条第三項若しくは第七項、第二十三条第一項、第二十五条、第二十八条第一項、第二十九項若しくは第六項、第三十条又は第三十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。

- 2 第二項若しくは第六項、第三十条又は第三十一条第一項、第二十五条、第二十八条第一項、第二十九項若しくは第六項、第三十条又は第三十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。

- 2 第二十一条第六項第四号、第二十三条第一項又は第二十五条の規定により運輸省令を定めようとするとき。

- 2 第二十二条第一項の規定による認定又は同四 第二十二条第一項の規定による認定又は同一条第三項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

- 2 第二十二条第一項の規定による認定又は同一条第三項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした基金の役員又は職員は、二

十万円以下の過料に処する。

2 設立委員は、基金の設立の準備を完了したと

ときは、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければ

ならない。

2 第二十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 第六条第一項の政令又は附則第五条の政令の規定に違反して登記することを怠つたと承認を受けなければならない場合において、

その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第六条第一項の政令又は附則第五条の政令の規定に違反して登記することを怠つたと承認を受けなければならない場合において、

その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第二十二条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。

2 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十六条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

2 第四十四条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

2 第二十二条第一項の規定による認定又は同一条第三項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

第三条 運輸大臣は、設立委員を命じて、基金の

設立に關する事務を處理させる。

2 設立委員は、基金の設立の準備を完了したと

ときは、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければ

ならない。

2 第二十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 第六条第一項の政令又は附則第五条の政令の

規定に違反して登記することを怠つたと承認を受けなければならない場合において、

その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第二十二条第一項の規定による認定又は同一条第三項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

は、「鉄道整備基金を通じて運輸大臣」とする。

附則第二項を次のように改める。

2 運輸大臣は、鉄道整備基金法第二条第二項から第四項までに規定する新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道について、当分の間、第三条第一項の規定による認定（同項第一号に係るものに限る。）又は承認を行わないものとする。

附則第三項から第八項までを削る。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十四条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

（新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは鉄道整備基金）に改める。

第二十四条第二項中「若しくは新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは鉄道整備基金」に改める。

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第十五条 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第八号ロを次のように改める。

口 鉄道整備基金

（踏切道改良促進法の一部改正）

第十六条 踏切道改良促進法の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

3 国は、鉄道整備基金法（平成二年法律第二号）の定めるところにより、第一項の規定による補助金の交付を鉄道整備基金を通じて行うことができる。

（日本鉄道建設公団法の一部改正）

第十七条 日本鉄道建設公団法の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「日本国有鉄道清算事業団」の下に「又は鉄道整備基金」を加える。

附則第十三条に次の二項を加える。

6 国は、鉄道整備基金法（平成二年法律第二号）の定めるところにより、第一項の規定による貸付金の貸付け及び第四項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助金の交付を鉄道整備基金を通じて行うことができる。

（所得税法の一部改正）

第十八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表通信・放送衛星機構の項の次に次のように加える。

（法人税法の一部改正）

第十九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中小企業信用保険公庫の項の次に次のように加える。

（鉄道整備基金法（平成三年法律第二号））

（年法律第二号）

（新幹線鉄道規格新線（スーパー特急）、新幹線鉄道直通線（ミニ新幹線）について新幹線鉄道と同様の手続、助成措置により建設を行うことができるよう所要の規定を定めるものであって、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行った。

（消費税法の一部改正）

第二十三条 消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表通信・放送衛星機構の項の次に次のように加える。

（鉄道整備基金法（平成二年法律第二号））

（年法律第二号）

（新幹線鉄道規格新線（スーパー特急）、新幹線鉄道直通線（ミニ新幹線）について新幹線鉄道と同様の手續、助成措置により建設を行うことができるよう所要の規定を定めるものであって、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行った。

（印紙税法の一部改正）

第二十条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二帝都高速度交通営団の項の次に次のように加える。

（運輸省設置法の一部改正）

第二十四条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百六十五号中「日本国有鉄道清算事業団」の下に「又は鉄道整備基金」を加える。

る。

鉄道整備基金	鉄道整備基金法（平成二年法律第二号）
--------	--------------------

（登録免許税法の一部改正）

第二十一条 登録免許税法（昭和四十一年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二帝都高速度交通営団の項の次に次のようすに加える。

審査報告書

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案

案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月十八日

参議院議長 土屋 義彦殿

運輸委員長 中川 嘉美

附則第二十三条に次の二項を加える。

18 政府は、鉄道整備基金法（平成三年法律第二号）の定めるところにより、第六項又は第七項の規定による補助金（同項の規定による補助金については、鉄道事業の運営に要する費用に係るものに限る。）の交付及び第九項の規定によりなお従前の例によることとされた補助金（鉄道事業の運営に要する費用に係るものに限る。）の交付を鉄道整備基金を通じて行うことができる。

別表第一第一号の表中小企業信用保険公庫の項の次に次のように加える。

（消費税法の一部改正）

第一、委員会の決定の理由
本法律案は、平成二年度から建設される整備新幹線において、新幹線鉄道規格新線（スーパー特急）、新幹線鉄道直通線（ミニ新幹線）について新幹線鉄道と同様の手續、助成措置により建設を行うことができるよう所要の規定を定めるものであって、おおむね妥当な措置と認める。

要領書

政府は、本鉄道関連三法の施行に当たり、次の事項につき、万全の措置を講ずべきである。

おうとするときは、暫定整備計画に基づいて、工事の区間、工事方法その他運輸省令で定める事項を記載した新幹線鉄道規格新線等の工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

12 第九条第一項から第四項までの規定は、前項の工事実施計画について準用する。この場合において、同条第三項中「建設主体(営業主体である建設主体を除く。次項において同じ。)」とあり、及び同条第四項中「建設主体」とあるのは

「日本鉄道建設公団」と、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「附則第十一項」と、「営業主体」とあるのは「新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者」と読み替えるものとする。

13 第十条及び第十二条の規定は附則第十一項の規定による認可に係る新幹線鉄道規格新線等の建設に要する土地に係る行為制限区域の指定及びその解除並びに当該行為制限区域内における行為の制限について、第十二条の規定は当該新幹線鉄道規格新線等の建設のため必要となる他人の土地への立入り又はその一時使用について、第十三条の規定は当該新幹線鉄道規格新線等の建設のため必要な資金についての国及び地方公共団体の財政上の措置その他当該新幹線鉄道規格新線等の建設に関し必要となる措置について準用する。この場合において、第十条第一項中「係る新幹線鉄道」とあるのは「係る附則第六項第一項第五号に規定する事業基本計画」、第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等(以下單に「新幹線鉄道規格新線等」という。)と、「当該新幹線鉄道」とあるのは「当該新幹線鉄道規格新線等」と、同条第二項中「当該新幹線鉄道の建設

主体」とあり、並びに同条第三項、第十二条第一項から第四項まで、第十二条第一項及び第十二項第二項中「建設主体」とあるのは「日本鉄道建設公団」と、第十二条第一項、第十二条第一項及び第十三条中「新幹線鉄道」とあるのは「新幹

線鉄道規格新線等」と読み替えるものとする。

14 第十四条第五項から第七項までの規定は、暫定整備計画に係る附則第六項第一号の新幹線鉄道規格新線について準用する。この場合において、同条第六項中「第九条第一項」とあるのは

「附則第十一項」と、同条第七項中「営業主体」とあるのは「新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者」と読み替えるものとする。

15 暫定整備計画に係る附則第六項第一号の新幹線鉄道直通線の建設については、鉄道事業法第七条から第九条まで及び第十二条の規定は、適用しない。

16 第十四条第六項の規定は、前項の新幹線鉄道直通線について準用する。この場合において、同条第六項中「第九条第一項」とあるのは、「附則第十一項」と読み替えるものとする。

17 附則第七項の規定により附則第十五項の新幹線鉄道直通線の営業を行う者は、その営業が開始される前に、運輸省令で定めるところによつて、第十三条の規定は当該新幹線鉄道規格新線等の建設のため必要な資金についての国及び地方公共団体の財政上の措置その他当該新幹線鉄道規格新線等の建設に関し必要となる措置について準用する。この場合において、第十条第一項第五号に規定する事業基本計画に相当する計画を定め」とあるのは「附則第十四項において準用するこの項の規定により鉄道事業法第四条第一項第五号に規定する事業基本計画とみなされた計画を変更し」と、「計画は」とあるのは「計画の変更は」と、「当該建設線に係る同号に規定する事業基本計画」とあるのは「同法第七条第一項の認可を受けたもの」とする。

を受けたものとみなす。

暫定整備計画に係る新幹線鉄道規格新線等は、この法律による新幹線鉄道とみなして、日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)、

鐵道整備基金法(平成三年法律第二号)その他の政令で定める法律の規定を適用する。

附則第六項から前項までに定めるものほか、暫定整備計画に係る新幹線鉄道規格新線等の営業及び建設に関する必要な事項は、政令で定める。

18 附則第六項から前項までに定めるものほか、暫定整備計画に係る新幹線鉄道規格新線等の営業及び建設に関する必要な事項は、政令で定める。

19 附則第六項から前項までに定めるものほか、暫定整備計画に係る新幹線鉄道規格新線等の営業及び建設に関する必要な事項は、政令で定める。

20 運輸大臣は、附則第九項の規定により新幹線鉄道規格新線等の建設の指示を行つた区间について建設線の建設を行うことが必要かつ適切であると認めてその建設の開始を決定しようとするときは、あらかじめ、当該区间に係る建設線の営業主体及び附則第七項の規定により当該新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者に協議し、それとの同意を得なければならぬ。

21 既にその営業が開始されている附則第十四項の新幹線鉄道規格新線の区间について前項の規定による建設線の建設の開始が決定された場合における当該建設線については、第十四条第五項中「第九条まで」とあるのは「第九条まで及び第十二条」と、同条第七項中「鉄道事業法第四条第一項第五号に規定する事業基本計画に相当する計画を定め」とあるのは「附則第十四項において準用するこの項の規定により鉄道事業法第四条第一項第五号に規定する事業基本計画とみなされた計画を変更し」と、「計画は」とあるのは「計画の変更は」と、「当該建設線に係る同号に規定する事業基本計画」とあるのは「同法第七条第一項の認可を受けたもの」とする。

22 日本鉄道建設公団が附則第十一項の規定に違反して新幹線鉄道規格新線等の建設を行い、又は工事実施計画を変更した場合には、その違反行為をした日本鉄道建設公団の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

23 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

二 附則第十三項において準用する第十二条第七項の規定に違反した者

三 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

四 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

五 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

六 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

七 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

八 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

九 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十一 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十二 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十三 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十四 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十五 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十六 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十七 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十八 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

十九 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

二十 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

二十一 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

二十二 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

二十三 附則第十三項において準用する第十二条第一項の規定に違反した者

〇中川嘉美君登壇、拍手

まず、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案は、新幹線鉄道に係る旅客鉄道事業を経営する旅客鉄道株式会社の株式の売却を円滑かつ適切に実施する上で必要とされる環境の整備を図るため、新幹線鉄道保有機構が一括して保有する新幹線鉄道に係る鉄道施設を当該旅客鉄道株式会社に譲渡すること等、所要の規定を定めるものであります。

次に、鉄道整備基金法案は、国土の均衡ある発展と大都市の機能の維持及び増進を図る観点から、新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道の計画的かつ着実な整備を促進することが緊要な課題となつてゐること等にかんがみ、これらの鉄道の整備に関する助成の拡充強化を図るとともに、鉄道事業者等に対する助成を総合的かつ効率的に行うための鉄道整備基金を設立しようとするものであります。

次に、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案は、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の一

部を暫定的に構成する新幹線鉄道に準する高速鉄道の円滑な整備を図るため、その建設に係る手続その他所要の事項について定めるものであります。

委員会におきましては、鉄道整備における公的財源の確保、既設新幹線譲渡によるJR会社の経営への影響、JR株式上場のあり方、整備新幹線の建設問題並行在来線の取り扱い及び大都市圏における通勤通学混雑緩和対策等、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、三法案に対し、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法案に対し、海上理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院（民社党・スポーツ・国民連合の共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもって

本委員会の決議とすることに決定いたしました。以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君） これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君） 過半数と認めます。よって、三案は可決されました。

○議長（土屋義彦君） 改善特別措置法の一部を改正する法律案

○議長（土屋義彦君） 日程第一一 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

日程第一二 森林法等の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川博君。

審査報告書

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月十八日

農林水産委員長 吉川 博

国有林野及び国有林野事業は、木材の安定的な供給、国土保全等公益的機能の発揮等を通じ、国民生活の向上、国民経済の発展を図る上で、重要な役割を果たしている。

よって、政府は、これら国有林野事業に課せられた使命達成のため、森林の整備拡充に必要な措置を積極的に講ずるとともに、本法の施行に当たっては、長期的・総合的な展望に立って、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 国有林野事業の公益性及び累積債務処理の重要性にかんがみ、自助努力と併せて、経常事業部門へは民有林並みの助成と、累積債務の計画的償還のため一般会計からの繰入れ等財政上の援助措置を積極的に講ずるよう努めること。

二 委員会の決定の理由

本法律案は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、平成三年度

以降十年間を新たな改善期間とし、改めて改善計画を策定するとともに、一般会計からの繰入の対象の拡大、土地売払い等収入の累積債務への充当、退職促進のための特別給付金の支給等の措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一 費用

本法施行のため、平成三年度国有林野事業特別会計予算（農林水産省所管）のうち、特別給付金として三十四億六千四百万円、一般会計より受入のうち、国有林の地域別森林計画樹立に充てるための受入金三億五千九百万円、保安林の指定・解除等に充てるための受入金二千五百万円、森林等に関する知識の普及等に充てるための受入金九千二百万円が計上されている。

附帯決議

国有林野及び国有林野事業は、木材の安定的な供給、国土保全等公益的機能の発揮等を通じ、国民生活の向上、国民経済の発展を図る上で、重要な役割を果たしている。

よって、政府は、これら国有林野事業に課せられた使命達成のため、森林の整備拡充に必要な措置を積極的に講ずるとともに、本法の施行に当たっては、長期的・総合的な展望に立って、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 国有林野事業の公益性及び累積債務処理の重

要性にかんがみ、自助努力と併せて、経常事業部門へは民有林並みの助成と、累積債務の計画的償還のため一般会計からの繰入れ等財政上の援助措置を積極的に講ずるよう努めること。

二 組織機構の整備

組織機構に当たつては、地方自治体及び関係団体等の意見を踏まえつつ、地元サー

では、経常事業への影響の防止等の目的が十分に果たされるよう適切な運用に努めること。二 新たな改善計画の策定及びその実施に当たつては、国有林野事業が直面している構造的要因を認識し対策を講ずるとともに、広く国民各層の理解を得つて円滑に推進されるよう努めること。

官報(号外)

法第七条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特別給付金の返還等)

第十条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その者は、農林水産省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する金額を政府に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に農林水産省の職員（常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定めるものを除く。）として採用されたとき。

二 國家公務員退職手当法第十二条の二第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納させられることとなつたとき。

政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けて

ないものが前項各号のいずれかに該当することなつた場合には、第八条第二項の規定にかかるわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

森林法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月十八日

農林水産委員長 吉川 博

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林施設の合理化と森林の特性に応じた整備水準の向上等を図るため、森林の公益的機能を重視した特定森林施設制度及び森林施設の共同化を促進するための協定制度を創設するとともに、緊急に間伐等をする森林の整備のための制度及び民有林についての開発許可制度を充実するほか、特定森林施設の円滑な推進に資するための森林組合の事業範囲の拡大と農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

近年、我が國森林・林業をめぐる情勢は、森林の有する各種機能の发挥に対する国民の要請が多く様化・高度化する一方、国内の林業生産活動は、外材との競合の強まり等から停滞の度を深め、森林資源の維持培養を図る上でも憂慮すべき状況となつてゐる。

よつて、政府は、森林整備の拡充、国産材需要の拡大、林業の活性化及び木材産業の体質強化等のため積極的な施策の推進を図るとともに、本法の施行に当たっては次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 全国森林計画等の見直しに当たっては、広く国民の意見並びに森林をめぐる自然的条件及び社会的経済的要請を踏まえ、適切な内容のものとなるよう十分配慮すること。

また、自然環境の保全等に対する国民の関心の高まりに対応し、これらの要請を適切に反映するよう努めること。

二 民有林及び国有林が一体となった地域林業の振興を推進するため、森林計画の策定期階にとどまらず、その達成に向けた事業実行面での一層の連携強化が図られるよう努めること。

三 森林整備事業計画については、地域における森林の実態、森林整備の緊要性等を十分に勘案した適切な策定に努めるとともに、必要な予算の確保等の計画的・積極的な実行の確保について特段の努力を傾注すること。

四 市町村森林整備計画の策定に当たっては、地域の関係者の意向等が適切に反映されたものとなるよう指導すること。また、計画の円滑な推進を図るため、市町村における林業行政体制の充実を図ることとともに、所要の支援措置を積極的に講ずること。

五 都道府県知事の裁定に係る森林施設の代行制度については、森林整備の重要性にかんがみ適正に進めることとし、現行勧告制度の運用等を踏まえ、裁定の基準を明確にし、公正な運用が図られるよう指導すること。

六 森林の公益的機能の高度发挥が期待される複層林施設等を推進するため、特定森林施設計画制度の創設・運用に併せ、その経営的・技術的な普及・指導の積極的な展開に努めること。

七 森林整備協定制度の運用に当たっては、適切かつ有効なあっせんの実施に努めるとともに、都市住民等の森林・林業及び協定制度に対する理解の醸成等について積極的に取り組むこと。

八 林業就業者の減少・高齢化が深刻の度を加えている現状にかんがみ、林業事業体の体質強化、雇用の安定、賃金水準、労働基準法の完全

適用、社会保険の適用、退職金制度の拡充など他の産業並みの労働条件と労働安全の確保、高性能機械の導入促進による作業の効率化、労働強度の軽減を図るなど、早急にその養成確保対策の拡充・強化に取り組むこと。

九 定住条件整備の一層の促進に努めること。

右決議する。

森林法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

森林法等の一部を改正する法律案

(森林法の一部改正)

森林法等の一部を改正する法律案

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 市町村による森林の整備の推進第十一条の七—第十一条の十二」を「第二節の市町村等による森林の整備の推進(第十一条の二)」に改める。

二、森林整備協定の締結の促進(第十一条の七—第十一条の十二)に改める。

三、第十三条の十四に改める。

第四条の見出しを「(全国森林計画等)」に改め、同条第二項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 特定森林施設(複層林施設その他の森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施設をいう。以下同じ。)を

推進すべき森林(以下「特定施設森林」といふ。)の整備に関する事項

第四条第二項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 森林施業の合理化に関する事項

第四条第六項中「全国森林計画」の下に「及び森林整備事業計画」を加え、「これ」を「これらの計画」に、「当該」を「これら」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「全国森林計画」の下に「及び森林整備事業計画」を加え、「これ」を「これらの計画」に、「聞かなければならない」を「聽かなければならない」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 農林水産大臣は、全国森林計画及び森林整備事業計画をたて、又はこれらの計画を変更するには、閣議の決定を経なければならない。

4 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備の目標のかつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備事業（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業）で政令で定める者が実施するものをいう。（以下同じ。）

4 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備の目標のかつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備事業（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業）で政令で定める者が実施するものをいう。（以下同じ。）

5 森林整備事業計画においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る森林整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

第四条の二 国は、森林整備事業計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ず

るものとする。

第五条第一項第三号中「伐採方法を特定する

木の伐採の標準的な方法」に改め、同項第四号中「造林方法を特定する必要のある森林の所在及びその造林方法」を「造林の標準的な方法」に改め、同項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 特定施業森林の区域（以下「特定施業森林区域」という。）及び当該区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項

第五条第二項第五号の次に次の二号を加える。

8 第四条第三項及び第五条第四項の規定は、第一項の森林計画について準用する。

4 営林局長又は営林支局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

5 営林局長又は営林支局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

6 前条の規定は、第一項の森林計画について準用する。この場合において、同条中「第五条第六項」とあるのは「第七条の二第五項」と、「都道府県知事」とあるのは「営林局長又は営林支局長」と読み替えるものとする。

第七条の次に次の二条を加える。

（国有林の地域別の森林計画）

第七条の一 営林局長又は営林支局長は、全国森林計画に即して、森林計画別に、その管理經營する国有林で当該森林計画区に係るもの（その自然的経済的社會的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる国有林を除く。）に對する。

第七条の二 営林局長又は営林支局長は、前条第一項の森林計画に従つて国有林を管理經營するよう努めなければならない。

2 営林局長又は営林支局長は、前条第一項の森林計画に従つて国有林を管理經營するよう努めなければならない。

第十一条第一項中「但し、左の」を「ただし、次に改め、同項第一号の三中「第十一条第五項の認定」を「第十二条第五項（第十八条の三第一項の規定により読み替える場合を含む。）」の

に、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする森林計画をたてなければならない。

2 前項の森林計画においては、第五条第二項第一号から第五号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項並びに森林施業の合理化に関する事項を定めるものとする。

3 第四条第三項及び第五条第四項の規定は、第一項の森林計画について準用する。

4 営林局長又は営林支局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

5 営林局長又は営林支局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

7 第十条の二に次の二条を加える。

（水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。）

8 第十条の二に次の二号を加える。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

7 第二章の二第二節の節名中「市町村」を「市町村等」に改める。

8 第十条の八の見出しを「（市町村森林整備計画）」に改め、同条第一項中「森林整備市町村は」の下に「、その区域内にある地域森林計画の対象となつて、その区域内に民有林につき」を加え、「前条第一項第一号に規定する森林で相当規模以上集団的に存在するものにつき」を削り、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、「当該森林の」を「当該民有林の」に改め、同条第二項を削る。

9 第十条の八第三項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

（認定）に改め、「第十二条第三項」の下に「第十二条第三項の規定により読み替える場合を含む。」が、「もの」の下に「又は第十八条第三項の規定による認定があつたと替えられた第十二条第三項において準用する第十八条の二第二項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの」を加える。

二 森林施業の共同化の促進に関する事項

第十条の八第三項中第六号を第九号とし、第五号を削り、同項第四号中「特定森林」を「要間伐森林」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「間伐立木材積」を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の四号を加える。

三 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

四 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

五 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

六 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

第十条の八第三項を同条第一項とし、同条第四項中「前項第八号」を「前項第八号」に改め、同項第五項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「森林整備計画書」を「市町村森林整備計画書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「第十条の八第七項」を「第十条の八第六項」に改め、同項を同条第七項とする。

第十条の九の見出し及び第一項から第三項までの規定中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同条第四項中「前条第六項及び第七項」を「前条第五項及び第六項」に、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「第十条の八

第七項を「第十条の八第六項」に改める。

第十条の十第一項中「特定森林」を「要間伐森林」に、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同條第二項中「特定森林」を「要間伐森林」に改める。

第十条の十一の次に次の十四条を加える。

(裁定の申請)

第十条の十一の二 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合(当該勧告に係る要間伐森林の森林所有者が当該要間伐森林の土地の所有者である場合に限る)において、その勧告を受けた森林所有者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第十条の十第二項の指定を受けた者(地方公共団体その他の政令で定める者)に依る要間伐森林の森林所有者に係る要間伐森林の土地の所有者である場合に限る。以下この条例において「指定地方公共団体等」という。)は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、都道府県知事に対し、省令で定めることにより、当該要間伐森林の立木について、當該指定地方公共団体等を分収育林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第二条第二項に規定する育林者とし、当該森林所有者を同項に規定する育林地所有者とする同項に規定する分収育林契約の締結に關し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第十条の十一の二 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る要間伐森林の森林所有者にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する

機会を与えるなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者が前条の規定による申請に係る要間伐森林について間伐又は保育を実施していない理由その他の省令で定める事項を明瞭にしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第十条の十一の四 都道府県知事は、第十条の十一の二の規定による申請に係る要間伐森林が次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合において、当該申請に従つて当該要間伐森林について間伐又は保育を実施することが当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生を防止するため必要かつ適当であると認めるとときは、その必要の限度において、分収育林契約を締結すべき旨の裁定をするものとする。

一 間伐又は保育が実施されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他の諸事情を考慮して引き続き間伐又は保育が実施されないことが確実であると見込まれること。

二 引き続き間伐又は保育が実施されないとときは当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

三 前項第一号から第三号まで、第六号及び第九号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。

四 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。

一 前項第一号から第三号まで、第六号及び第九号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。

二 前項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分収の割合については、同項第七号に定めるところにより各契約当事者が負担することとなる費用の合計の見

積りの額の割合と等しくなること。

三 前項第七号に掲げる事項については、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる費用を負担するものであること。

イ 育林地所有者 分収育林契約に係る森林の土地に係る公私公課及び育林に要する費用のうち利用権の地代又は借賃の総額に相当する部分(ロにおいて「地代相当分」という。)

ロ 育林者 育林に要する費用のうち地代相当分以外の部分、前項第十号に掲げる事項に要する費用及び立木の伐採又は販売に要する費用

(裁定の効果等)

第十条の五 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、選択なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る森林所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるとおり、その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所有者との間に分収育林契約が締結されたものとみなす。

第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日

から三月を経過したときは、この限りでない。

一 利用権の地代又は借賃の額

二 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分収の割合

三 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の対価の額

2 前項の訴えにおいては、第十条の十一の二の裁定の申請をした者又はその申請に係る要間伐森林の土地の所有者を被告とする。

3 第十条の十一の四第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(分収育林契約の解除)

第十条の十一の七 第十条の十一の五第二項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約の育林地所有者は、当該分収育林契約に係る森林及びその周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生のおそれ(当該森林について間伐又は保育が実施されないことに起因するものに限る。)がなくなつたときは、都道府県知事の承認を受けて、

2 前条第一項の規定によつて、都道府県知事の承認を受けて、当該分収育林契約の解除することができます。この場合においては、育林地所有者は次に掲げる額の合計額にそれぞれその支出の日以後の利息を付してこれを育林者に支払わなければならぬ。

一 当該分収育林契約に基づき育林者が育林地所有者に支払つた立木の持分の対価の額

二 当該分収育林契約に基づき育林者が負担

した費用の額

(施業実施協定)

第十条の十一の八 森林整備市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該森林整備市町村の長の認可を受けて、当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのため必要な施設の整備に関する協定(以下「施業実施協定」という。)を締結することができる。

2 施業実施協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

3 施業実施協定の内容は、法令に基づき策定されること。

一 地域森林計画の対象となつている森林で施業実施協定においては、次に掲げる事項を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。

2 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の緯覧期間満了の日までに、当該施業実施協定について、森林整備市町村の長に意見書を提出することができる。

3 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の緯覧期間満了の日までに、当該施業実施協定について、森林整備市町村の長に意見書を提出することができる。

ならない。

4 施業実施協定の有效期間は、十年を超えてはならない。

(施業実施協定の内容と法令等との関係)

第十条の十一の九 施業実施協定の内容は、こ

の法律及びこの法律に基づく命令その他関係

法令(条例を含む。)並びにこれらに基づく処

分に違反するものであつてはならない。

2 施業実施協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

(施業実施協定の緯覧等)

第十条の十一の十 森林整備市町村の長は、第十条の十一の八第一項の認可の申請があつたときは、省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の緯覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の緯覧期間満了の日までに、当該施業実施協定について、森林整備市町村の長に意見書を提出することができない。

3 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の緯覧期間満了の日までに、当該施業実施協定について、森林整備市町村の長に意見書を提出することができない。

画の達成に資すると認められるものであること。

2 森林整備市町村の長は、前項の認可をしたときは、省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該森林整備市町村の事務所に備えて公衆の閲覧に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。

(施業実施協定の変更)

第十条の十一の十二 施業実施協定に係る森林所有者等及び森林の土地の所有者は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもつてその旨を定め、森林整備市町村の長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

第十条の十一の十三 第十条の十一の第一項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた施業実施協定に定める事項のうち、第十条の十一の八第二項第三号に掲げる事項(施設の維持運営に関する事項に限る。)は、その公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とした者とされた者に対しても、その効力があるものとする。

(施業実施協定の廃止)
第十条の十一の十四 施業実施協定に係る森林

所有者等及び森林の土地の所有者は、第十条の十一の八第一項又は第十条の十一の十二第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、森林整備市町村の長の認可を受けなければならない。

2 森林整備市町村の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(施業実施協定の認可の取消し)

第十条の十一の十五 森林整備市町村の長は、第十条の十一の八第一項又は第十条の十一の十二第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の十一第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。

2 森林整備市町村の長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該施業実施協定に係る森林所有者等及び森林の土地の所有者に通知するとともに、公告しなければならない。

第十条の十一の見出しを「(報告の徴収等)」に

改め、同条中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」と、「特定森林」を「要間伐森林」に改め、

同条に次の二項を加える。

(森林整備協定の締結についてのあつせん)

2 森林整備市町村は、市町村森林整備計画の達成のため必要があるときは、関係管林局長又は管林支局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

第一章の二第二節の次に次の二節を加える。

第二節の二 森林整備協定の締結の促進

(森林整備協定の締結に関する協議)

第十条の十三 その区域内に相当規模の森林が存する地方公共団体(以下この条において「森林所在地方公共団体」という。)の長は当該森林の属する流域に係る河川の下流地域をその区域に含む地方公共団体(以下この条において「下流地方公共団体」という。)の長に対し、また、下流地方公共団体の長は森林所在地方公共団体の長に対し、それぞれ、森林所在地

方公共団体の区域内の森林についての森林整備協定の締結に關し、協議を行うべき旨の申入れをすることができる。

2 前項の「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方公共団体(以下この項目及び次条第一項において「関係地方公共団体」という。)が共同して森林整備法人(分取林特別措置法第九条第二号に掲げる森林整備法人をいう。)を設立し、又は分取育林契約(同法第二条第二項に規定する分取育林契約をいう。)を締結する等により、関係地方公共団体が協力して森林の整備を推進することを約する協定をいう。

第十八条の二 特定施業森林区域内に存する森林(人工植栽に係るものに限る。)の森林所有者は、当該森林の全部又は一部につき、第十一条第一項の規定による認定の請求に代えて、省令で定めるところにより、五年を一期とする特定森林施業の実施に關する森林施業計画(以下「特定森林施業計画」という。)を作成し、これを当該特定森林施業計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該特定森林施業計画が適當であるかどうかにつき認定を求めることができる。

(特定森林施業計画)

第十八条の二 特定森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 特定森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 その対象とする森林についての特定森林施業の実施に關する長期の方針
- 2 その対象とする森林についての所在場所別及び施業の方法別の面積、樹種又は林相、林齡及び立木の材積
- 3 伐採する森林についての所在場所別及び施業の方法別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法

2 農林水産大臣は、前項の規定による請求があつた場合において、当該森林整備協定の締結が森林の公益的機能の維持増進を図る上で必要であると認めるときは、あつせんに努めるものとする。

第十九条第一号中「林相の改良」の下に「植栽」を加え、同項第三号中「森林整備計画」を市町村森林整備計画に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。

2 農林水産大臣は、前項の規定による請求があつた場合において、当該森林整備協定の締結が森林の公益的機能の維持増進を図る上で必要であると認めるときは、あつせんに努めるものとする。

第十九条第一号中「林相の改良」の下に「植栽」を加え、同項第三号中「森林整備計画」を市町村森林整備計画に改める。

2 農林水産大臣は、前項の規定による請求があつた場合において、当該森林整備協定の締結が森林の公益的機能の維持増進を図る上で必要であると認めるときは、あつせんに努めるものとする。

官報(号外)

第十二条第一項 各号列記以外の部分	第十二条第三項 及び第五項	森林施業計画	第十一條第一項 森林施業計画を 求めることができる	森林施業計画 を除く。以下「一般森林施業計画」といふ。
	前条第五項	森林施業計画	当該森林施業計画 を求めなければならない	当該一般森林施業計画 を除く。以下「一般森林施業計画」といふ。

四 造林する森林についての所在場所別及び施業の方法別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法

五 保育の種類別の面積

六 その他省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該特定森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該特定森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる長期の方針が、特定森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

二 前項第二号に規定する施業の方法が、複層林施業その他の政令で定める特定森林施業のいすれかに該当すること。

三 前項第三号から第五号までに掲げる事項が、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして政令で定める特定森林施業の実施に関する基準に適

合していること。

四 地域森林計画の内容に照らして適当であると認められること。

五 特定森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が市町村森林整備計画の対象とする森林であるときは、当該市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

4 第十二条第三項（第十二条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の認定を受けた森林所有者が前項の規定による認定を受けた場合には、第十二条第五項の認定は、前項の認定に係る特定森林施業計画の始期においてその効力を失う。

第十八条の三 前条第三項の認定を受けた森林所有者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、第十二条から第十七条までの規定を適用する。

第十六条第一号	第十二条第一項各号	左の各号	森林施業計画	当該森林施業計画	第十三条	読み替える	当該変更後の一般森林施業計画	当該変更後の一般森林施業計画	第十二条第三項
第十二条第一項各号	第十六条各号列記以外の部分	第五条及び第十五条	森林施業計画	当該森林施業計画	第十四条及び第十五条	読み替えた第十二条第五項の認定に係る一般森林施業計画又は第十八条の二第三項中「当該特定森林施業計画」とあるのは「当該変更後の特定森林施業計画」とあるのは「当該変更が適当である」と読む	、第十八条の二第三項中「当該特定森林施業計画」とあるのは「当該変更後の特定森林施業計画」とあるのは「当該変更が適当である」と読む	第十二条第一項	第十二条第二項
第十二条第一項各号	第十八条の三第一項の規定により読み替えられた第十二条第五項（以下「読み替えられた第十二条第五項」という。）及び第十八条の二第三項	第五项及び第十五条	森林施業計画	当該森林施業計画	第十六条各号	読み替えた第十二条第五項の認定に係る一般森林施業計画又は第十八条の二第三項中「当該特定森林施業計画」とあるのは「当該変更後の特定森林施業計画」とあるのは「当該変更が適当である」と読む	、第十八条の二第三項中「当該特定森林施業計画」とあるのは「当該変更後の特定森林施業計画」とあるのは「当該変更が適当である」と読む	第十二条第一項	第十二条第二項

官報(号外)

第十六条第一号	第十四条	第十八条の三第一項の規定により読み替えられた 第十四条
第十六条第三号	前条	第十八条の三第一項の規定により読み替えられた 前条
第十七条第一項	第十一一条から第十三 条まで、第十五条若 しくは前条	第十八条の三第一項の規定により読み替えられた 第十一一条から第十三 条まで、第十五条若 しくは前条
第十一一条第一項	第十八条の三第一項若しくは第十八条の二第一項	第十八条の三第一項若しくは第十八条の二第一項

2 前条第三項の認定を受けた森林所有者については、第十八条の規定は、適用しない。

第十九条第一項中「森林施業計画」の下に「(第十八条の三第一項の規定により読み替えられた第十一条第一項に規定する一般森林施業計画及び特定森林施業計画)を含む。」を加え、「前条まで」を「若しくは第十八条の二第一項若しくは第十九条第一項若しくは第十八条の二第一項」として改める。

第二百一条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百三条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百五条第一項中「五万円」を「二十万円」に、「火入」を「火入れ」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「三十万円」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百六条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百七条中「左の」を「次の」と、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百八条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百九条中「左の」を「次の」と、「三万円」を「十万円」に改める。

2 第一百九十七条第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

3 第二条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

4 第一百九十七条第一項中「市町村森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改める。

5 第二条 森林組合法の一部改止

第九条第二項第十号中「森林施業計画」の下に「(森林法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画を含む。第一百一条第一項第十二号において同じ。)」を加える。

(林業等振興資金通暫定措置法の一部改正)

第三条 林業等振興資金通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「次条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次一項を加える。

2 公庫が前条第一項の認定を受けた者(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十八条の二第三項の認定を受けた者に限る。)に対し前条第一項の認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げるものの(森林法第十八条の二第三項の認定に係る特定森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものに限る。)の貸付けを行う場合における貸付金の利率、償還期限(据置期間を含む。)及び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかるわらず、それぞれ年七分以内、三十五年以内及び十五年以内において公庫が定めるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(森林法の一部改正)

附則

第一条 この法律は、前条第二項の規定によりたてられた地域森林計画とみなす。

2 都道府県知事は、前条第二項の規定によりたてられた地域森林計画(以下「旧地域森林計画」という。)は、新森林法第五条の規定によりたてられている地域森林計画(以下「新森林法第五条の規定によりたてられた地域森林計画」とみなす)とみなす。

第二条 この法律の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられた地域森林計画とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられた地域森林計画とみなす。

4 新全国森林計画に引き続く次の全国森林計画は、新森林法第四条第一項の規定にかかるわらず、平成九年四月一日をその計画期間の始期としてたてなければならない。

5 新森林法第四条第四項の規定により最初にたてる森林整備事業計画の計画期間は、新森林法第四条第四項及び第五項の規定にかかるわらず、平成四年四月一日以降五年間とする。

鎌田 要人君	片山虎之助君	渡辺 四郎君	及川 一夫君	國務大臣
鹿熊 安正君	尾辻 秀久君	山口 哲夫君	本岡 昭次君	内閣総理大臣
陣内 孝雄君	合馬 敬君	大森 昭君	昭前 達郎君	大蔵大臣
石川 弘君	富崎 秀樹君	稻村 稔夫君	松前 久光君	橋本龍太郎君
井上 章平君	大浜 敬君	稲山 篤君	菅野 牧君	厚生大臣
石渡 清元君	松尾 官平君	大城 真順君	大城 真順君	農林水産大臣
沓掛 哲男君	森山 真弓君	田 英夫君	田 英夫君	通商産業大臣
岡野 裕君	倉田 寛之君	浜本 万三君	菅野 牧君	運輸大臣
向山 一人君	石井 道子君	柏谷 照美君	村沢 牧君	建設大臣
藤井 孝男君	名尾 良孝君	山本 正和君	対馬 孝且君	自治大臣
竹山 裕君	松浦 功君	星川 保松君	大塚 雄司君	國務大臣
田沢 智治君	村上 正邦君	山本 健二君	坂本三十次君	(内閣官房長官)
福田 宏一君	大鷹 淑子君	中村 太郎君	西田 司君	(國土庁長官)
岡田 斎藤栄三郎君	野末 陳平君	大島 友治君	坂本三十次君	國務大臣
福岡 宏一君	佐々木 満君	岡田 広君	西田 司君	大蔵大臣
中村 太郎君	中西 一郎君	初村滝一郎君	西田 司君	農林水產大臣
林田悠紀夫君	平井 卓志君	大島 友治君	坂本三十次君	厚生大臣
林田悠紀夫君	山東 昭子君	近藤 忠孝君	坂本三十次君	下条進一郎君
佐々木 満君	井上 裕君	菅野 純子君	坂本三十次君	田米喜君外四名提出(衆第一三号)
三重野栄子君	喜岡 喜子君	渕上 貞雄君	坂本三十次君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された
配 正敏君	村田 誠醇君	高井 和伸君	坂本三十次君	消費者保護基本法の一部を改正する法律案(倉
種田 誠君	岩本 久人君	渕上 重子君	坂本三十次君	第三八号)
肥田美代子君	北村 哲男君	上野 雄文君	坂本三十次君	次の議案を商工委員会に付託した。
前畑 幸子君	櫻井 規順君	小川 仁一君	坂本三十次君	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調
堀 利和君	市川 正一君	池田 治君	坂本三十次君	整に関する法律の一部を改正する法律案(閣法
谷本 鶴君	野田 哲君	市川 正一君	坂本三十次君	運輸大臣)
清水 澄子君	矢田部 理君	山中 郁子君	坂本三十次君	第三八号)
野別 隆俊君	吉岡 吉典君	山中 郁子君	坂本三十次君	第三八号)
竹村 泰子君	安永 英雄君	知之君	坂本三十次君	第三八号)
一井 淳治君	久保田真苗君		坂本三十次君	第三八号)
田淵 黙二君	瀬谷 英行君		坂本三十次君	第三八号)
小笠原貞子君	立木 洋君		坂本三十次君	第三八号)
上田耕一郎君			坂本三十次君	第三八号)

議長の報告事項
一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

補欠

市川 正一君

山中 郁子君

市川 正一君

山中 郁子君

政府委員

大蔵省主税局長

尾崎 譲君

護君

実君

春子君

博君

諫山

井上

哲夫君

仁一君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡

易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律

案

司法試験法の一部を改正する法律案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

<div data-bbox="543 5540 567 5560" data-label="

官 報 (号 外)

平成二年四月十九日 参議院会議録第二十号

四八

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 〒105 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 03 (3587) 4302
編 木寺一部
定 (税) 六円
一三一六田
六円
六円